

令和8年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和8年3月12日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3

議第 1号 令和8年度白川町一般会計予算

議第 2号 令和8年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第 3号 令和8年度白川町介護保険特別会計予算

議第 4号 令和8年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 5号 令和8年度白川町簡易水道事業会計予算

3. 出席議員 1番 伊佐治 優、 2番 野尻 悟、 3番 杉山 哉史、
4番 三戸 勝徳、 5番 佐伯 好典、 6番 梅田 みつよ、
7番 藤井 宏之、 8番 田口 守也

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 佐伯 正貴、	教 育 長 鈴木 雅史、
総務課長 大岩 裕樹、	企画財政課長 西野 仙幸、
庁舎整備室長 竹腰 耕太郎、	振興課長 渡口 彰規、
町民課長 長尾 茂気、	保健福祉課長 長尾 ひろみ、
農林課長 安江 宏行、	建設環境課長 中 村 豊、
教育課長 鈴木 幸祐、	会計管理者 三ツ石 克明

6. 職務のために出席した者

事務局長 今井 秀明、 書 記 田 口 栞

7. 会議の経過

議 長（田口守也）

おはようございます。

本日は、ここに令和8年白川町議会第1回定例会における一般質問を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃より町民の声を町政に反映させるために、それぞれご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表するものでございます。ご苦勞様でございます。

さて、本町を取り巻く状況は、人口減少や、少子高齢化の進行、そして地域産業の振興、防災減災対策、さらには持続可能な地域づくりなど多くの課題に直面をしております。

す。議員各位におかれましては、町民の立場に立った建設的な活発な議論をお願いするとともにですね、円滑な議事運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の一般質問がですね、実りあるものとなりますようご期待を申し上げまして、開会に当たりましての冒頭でのご挨拶とさせていただきます。ご苦労様でございます。

議 長（田口守也）

なお、副町長は、療養中のため、本日の会議を欠席しておりますので、申し添えます。

本日の会議中、C C N e t による議会中継放送支援、報道機関及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

議 長（田口守也）

ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立いたしました。

議 長（田口守也）

ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長（田口守也）

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番 佐伯好典議員、6番 梅田みつよ議員を指名いたします。

◇日程第2 一般質問

議 長（田口守也）

日程第2「一般質問」を行います。

今回の一般質問は、7番 藤井宏之議員、2番 野尻悟議員、6番 梅田みつよ議員、1番 伊佐治優議員、以上4名から通告されており、通告順にこれを許します。

一般質問は、申し合わせにより、小項目ごとを質問する一問一答方式により行います。

制限時間は質問のみで30分とし、質問回数に制限はなく、執行部には反問権を認めております。また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等は行わないようお願い申し上げます。

簡潔明瞭に質問、答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

7番 藤井宏之議員。

7 番（藤井宏之）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問する前に一言です。本日、この新しく生まれ変わりましたこの議場において一般質問をさせていただけることは、私にとりましても光栄に思いますし、感謝申し上げます。また、昨日は3.11という、東北の大震災から15年目を迎えたということです。多くの亡くなられた方々、また行方不明者、そして震災に应运じて、関連で亡くなられた皆様、そ

してまた避難者も、2万6,000人以上ということで、数多くの方々がおられます。改めて、お亡くなりになりました方々のご冥福を祈るとともに、避難者の皆様方に関しましては、1日でも早い帰還ができますこととお見舞い申し上げます。

このつい最近になりまして、3名の方の亡くなられたことがございました。この3人の方々が、それぞれ白川町の発展のためにずっと長くいろいろな公職を務められた方々が、お亡くなりになりました。佐見の細江照男さん、大利の西野好助さん、そして我々の先輩でもあります切井の今井昌平さんが相次いでお亡くなりになりました。ここに改めて、その皆様方のご冥福を祈りたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますが、私の質問は、主要地方道白川福岡線・主要地方道恵那蛭川東白川線改良促進についての取り組みと、リニア岐阜県駅への取り組みについての質問をさせていただきます。

私は、定例会初日の町長提案説明の中で、「最新技術と情報を安全・安心な暮らしに生かす」として、町民生活に欠かすことのできない重要なインフラである道路網の整備について、狭小区間や落石などの危険箇所への対策を進めるとともに、橋梁の老朽化対策を実施し、住環境の安全性を目指した計画的かつ効果的な整備を積極的に推進してまいりますと、町長から力強く述べていただきました。

私の住んでいる黒川地区には、町長も一緒ですけれども、県道70号白川福岡線と県道72号恵那蛭川東白川線の2本あります。どちらも緊急輸送道路となっている主要地方道でもあります。毎日この道を使って、多くの皆様が通勤・通学・お仕事・買い物等に使っておられます。まさに「命の道」と言っても過言ではない道路であります。

それでは最初の質問1ですが、最初に県道72号主要地方道恵那蛭川東白川線からお尋ねします。

県道恵那蛭川東白川線においては、緊急輸送道路の必要性から、黒川遠ヶ根峠から中津川市蛭川にかけては、道路改良等を進めていただいておりますが、厳しい県予算のためか、現在は止まっている状態であります。そして、黒川から東白川村へ通ずる県道については、柿反から東白川村親田を通して下呂白川線へ出る道は道幅も大変狭いため、車で通行する皆さん方は、美濃東部農道の白川東白川トンネルを利用されている方が多くおられます。この美濃東部農道が将来県道72号主要地方道恵那蛭川東白川線になることを期待をしております。

そこで、この美濃東部農道白川東白川トンネルが県道72号として切り替わる見通しを教えてください。そして、もう一つ、遠ヶ根峠から中津川市蛭川にかけての改良工事の見通しについてのお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

建設環境課長（中村豊）

それでは、藤井議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、一つ目のご質問、黒川東白川トンネルの県道への切り替えの見通しについてでございます。藤井議員がおっしゃるとおり、恵那蛭川東白川線は狭小区間などでのすれ違いが困難など、安全性や利便性の観点から重要な課題があることは認識をしております。一方、黒川東白川トンネルについては、第2次緊急輸送道路として指定されており、本町黒川地内の県道白川福岡線と東白川村側の県道下呂白川線とを結ぶ重要な路線に位置するトンネルであり、町村道として東白川村と協力して維持管理等を行っている路線であります。本トンネルにつきましては、県道恵那蛭川東白川線への切り替えを進めるためには、本町と東白川村が同時に手続きを進める必要があり、東白川村との連携や協力が不可欠であることから、以前から県との協議を協力して進めておりますが、県道への移管に関して複数の課題があるのが現状でございます。

現道の恵那蛭川東白川線は、山間部を通っている道路であり、落石、崩落などの危険があることから東白川村地内で斜面对策等の防災工事が必要な箇所が複数あります。この防災工事は安全対策の観点から非常に重要ですが、県においては、県道下呂白川線や国道256号の異常気象時通行規制区間における防災事業を優先的に進めることとしており、その後、県の予算状況や他の事業と調整していくこととされています。トンネルを県道へ切り替えることにより、現在の県道の一部は町村道として管理することとなるため、県による防災工事により安全性の向上を図ったうえでの切り替えとなること、現在の防災工事の優先度は異常気象時通行規制区間内が高いことから、現状では黒川東白川トンネルの移管について具体的な見通しを立てることは難しい状況でございます。

町としましては、今後も東白川村と連携し、移管までの間、安全性と利便性の向上に努め、県に対して防災事業の早期事業化の働きかけを強化してまいりますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、県道恵那蛭川東白川線遠ヶ根峠から中津川市蛭川間の改良工事の見通しについてでございます。

黒川中新田から中津川市蛭川へかけての恵那蛭川東白川線の改良工事については、第2次緊急輸送道路として、また、地域交通の安全性向上や利便性の確保の観点から重要な課題であると認識しておりますが、現状では、可茂土木事務所・恵那土木事務所、両事務所とも具体的な見通しを立てることが困難な状況にあるとこのことでございます。

まず、黒川側の工事につきましては、昨年令和7年7月に行いました、可茂土木事務所との行政懇談会において、現在、町内において進められている、白川福岡線黒川バイパス工事や一般国道256号小野大寺バイパス工事、また、異常気象時通行規制区間の解除に向けた防災工事などの早期完成を目指す事業を優先して進めている状況であり、恵那蛭川東白川線遠ヶ根峠付近の改良工事に関する新たな事業化は、現状では当面困難であると県から回答を得ております。

また、中津川市側の工事につきましては、恵那土木事務所が遠ヶ根南地区において、改良工事を進められておりますが、こちらも他の工事や予算との兼ね合いから、改良工事完了までには一定の期間を要する見込みであるとの回答を得ております。

町内の県道については、下呂白川線、恵那白川線、白川福岡線、恵那蛭川東白川線、また一般国道256号などございます。下呂白川線、恵那白川線は全線2車線化が完了しておりますが、その他の路線の2車線化、安全対策について、町としましては、町民の皆様のご日常生活や、地域間交流の利便性向上に寄与するものであることは十分認識しており、引き続き県や関係市町村と連携しながら、早期事業化と進捗に向けた働きかけを強化してまいりますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

二つほど質問をしておりますので、最初の東白川トンネルの切り替わるかということについての質問をします。再質問に進みます。

まず一つ目としてこの県道72号黒川地内には、いわゆる黒川でいいますと柿反までですけども、その斜面对策等の防災工事っていうのは、必要な箇所は黒川にはあるのでしょうか、お聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

建設環境課長（中村豊）

それでは質問に答弁させていただきます。白川町側の防災工事についてということでございますが、白川町側での防災工事につきましては、現在県の計画では、工事の計画はないというのが回答となります。東白川村地内のみということでございますが、白川町内につきましては、柿反地内で民家がございます付近までの安全性というものは、防災上は確保されているということでございますので、今のところ防災工事は入っていないということでございます。また、トンネルができておりますのでそちらを通っていただけると、ご利用者の方も現在多いというような状況でございますので、町としても要望の方はしていないという状況でございます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

黒川地区には防災の斜面对策等の箇所はないということがわかりました。今の東白川村地内の防災工事が終了しない限りは、なかなかトンネルを県道72号に移管するってことはできないということはよくわかりました。現在この県道72号の黒川の日面下地

内の方からですけども、2か所なんですけども、土地を広げていいから、寄付するというお話は、前にも建設環境課の方へも申し出ておりますけども、こうした今の県道である限りは、その方々のご意向には沿えないわけですけども、その見通しもまだしばらく立たないというわけですけども、そうしたせっかく広げてほしいというか、望みのある方々がおられるわけですけども、そのような方々にまだしばらく無理ですというようなお答えしかできないかもしれませんけども、どうしたらこうした方々にその望みに対してどのようにお答えすればよいのか、私もいい言葉が見つかりませんけども、その辺をちょっとお聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

建設環境課長（中村豊）

今のご質問ですが、黒川の日面下地内から柿反にかけては、現在は県道になっている部分ということでございます。その区間については先ほどのトンネルが、もし県道に移管された場合に、町道として町で管理をしていく路線になろうかと思っております。その区間については狭小区間であったり、視距の悪い、見通しの悪いような場所があるということは、こちらの方も認識はさせていただいております。それにつきまして、道路改良というお話だと思いますけれども、そこにつきましては、今の町道になった後ですね、町としては改良工事についての検討をさせていただくということになろうかと思っております。また、地元からのご要望などもいただきながら、協議を進めていくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

次の質問に移りますけども、今のお答えなんですけども、せっかくこうした、特に皆様おそらくご存じだと思うんですが、黒川小学校の裏側に若幡神社というお宮さんとのところが、このカーブで見通しが悪く、今までも子どもたちの通学路になっていることで、何度も何とかしてほしいという要望がずっと来ました。県の方へも要望したこともありますけども、なかなか地権者の問題いろいろありまして実現しなかったんですけども、幸い今度そこにちょうどかかる方からも、こうした寄附を申し出ていただいております。

特にこの子どもの、小学校はまだしばらくここにありますので、子どもたちのその安全を守るためにも、ぜひこの場所が本当に県道だからできないということは、大変地権者に対しても大変申しにくいことでもありますので、ぜひ子どもたちの安全ということで、少しでも地権者の意向に沿えるような形にできればというふうに思いますので、強く、そこはお願いをしておきますので、ぜひ気に止めておいていただきたいと思います。

まだちょっと質問がありますので次にいきますけど、この二つ目の今の遠ヶ根峠から、中津川市への改良工事の見通しについてのことも今、回答でお聞きしました。

大変なかなか厳しい財政状況の中での改良工事なわけですが、せめてこれだけではないかということで今ちょっと私の思いでもありますけども、恵那土木事務所に対して、せめて遠ヶ根峠から中津川市にかけて、冬の積雪が一旦降りますとなかなか雪も解けません。そしてまた木が、沿線沿いは木が茂っているというか、大きくなってきたもんですから、見通しも含めて悪いわけです。せめてこの白川町の方でも行っているような、沿線沿いの樹木の伐採を進めていただくことをお願いしていただくことは可能ではないかというふうに思います。その点いかがでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

建設環境課長（中村豊）

今のご質問です、峠付近の路面状態が悪くなるような場所でのというお話でございますが、まず先に白川町内のお話をさせていただきますと、令和7年度でございますが、現在遠ヶ根峠付近から中新田の集落にかけまして、県の緊急輸送道路沿いの支障木伐採事業という補助事業を活用いたしまして、伐採を行い、視距の確保であったり、日当たりの改善といったことを町内は行っているという状況でございます。

ご質問にありますとおり、中津川市側にかけてということも同じように日当たり等でですね、道路の確保するためということでございます。先ほどもちょっと言いましたけれども、土木事務所の管轄が違いうということもございますので、こちらにかけては中津川市さんが道路の管轄側になってまいりますので、白川町として中津川市さんと協力をしながら、さらに県への要望ということでさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

特にここにつきましては、せめてもということでそれが全てを解決する話ではないものですから、せめて沿線沿いの樹木の伐採をしていただただけでも、見通しがよく、また冬場、雪が降ってもすぐ解けるといふふうになるのではないかなと思っておりますので、それだけでも毎日そこを通っておられる方もおられますので、ぜひ通行のために、その点を強く要望をお願いしたいと思います。

次に2番の方へ移ります。

リニアの岐阜県駅から20キロメートル圏内に位置する白川町で、リニアの駅に最も近いのは黒川じゃないかなというふうに思っております。リニアの東京・名古屋間の完成が2034年以降となることだと言われておりますけども、まだ8年あります。

最近、江崎知事の講演をお聞きしておりますと、リニアで人を呼ぶチャンスと捉えることが重要であるというふうに聞いております。

リニアだと東京から岐阜県駅までが約５０分です。真っ暗なトンネルを通過して岐阜県駅に降りると、自然豊かな山々に囲まれた中津川市が現れ、そこから白川町まで現在は５０分程自動車で行かれますけれども、中津川市へ抜けるトンネルができれば、最速で３０分で来れる距離ではないかなというふうに思います。例えば、日曜日の朝に東京を出て、白川町で農業をして夕方には東京へ帰れる、そんな距離であります。前日から来れば澄んだ空気と綺麗な星空を見ながら民泊をして、翌日には自然に親しみながら田舎道を歩くなど、東京では体験のできない非日常を味わえるのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか？

と、このように時間を有効に使った多種多様な楽しみ方がこの白川町にはあると思っております。ほんの一部ですけれども、農業体験、また有機野菜、川遊び、アユ釣り、農泊、民泊、歴史巡り、空き家活用等、様々なものがあります。

そこで質問です。町長は、提案説明の中で、今後目指すべき姿は、住む人が元気に、そして楽しく暮らすことのできる「にぎやかな過疎」の実現であろう、と語っておられます。私も同感しますが、こうした多種多様な人々をリニアによって呼び込むことも、とても必要なことであるとも考えます。

リニア岐阜県駅から２０キロメートル圏内に位置する白川町として、人々を呼び込むチャンスであると考えますが、町長としてリニアに対する構想はいかがでしょうか、お聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

藤井議員から、リニア開業に対する構想に関してご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

リニア中央新幹線は、２０２５年開業を目指して計画が始まりましたけれども、様々な事情で遅れております。１時間弱で東京に、１３分で名古屋に行けるということは、一昔前から言えば本当に夢のようでございます。坂下駅の周辺では、道路工事が進められておりまして、整備が着々と進んでいる気がいたします。

中津川駅での停車でございますけれども、１時間に上下線１本程度のようにございますが、私たちが利用しております高山本線の特急の本数に比べれば十分な気もいたしております。関東圏からのアクセス向上により、この地域にも様々な影響が考えられますが、すでに中津川市では、平成２５年に「中津川市リニアのまちづくりビジョン」を策定され検討がなされておりまして、観光客の増加、企業誘致、移住施策など、考えられる施策については、広範な市内の各地区において検討がなされていると聞いております。

リニアの開通による影響は、メリットだけでなく、デメリットも考えられないわけではございません。観光面では、時間短縮に伴い日帰り旅行が増えることによる宿泊客の減少、また、関東圏が近くなることにより、現在も発生しております東京一極集中のような若年層の流出の高まりなども考えられないことはありません。

本町におきましても、議員ご指摘のとおり、駅から非常に近い位置にありますので、この機会をとらえて、人を呼び込む施策を考えることは重要であろうと思います。

先ほど述べましたとおり、既に駅所在地の中津川市では検討がされていますし、近隣の恵那市、下呂市、郡上市、また信州などにおいても、当然にして観光を中心とした施策を考えられていることと思います。特に、地域高規格道路として濃飛横断自動車道の整備も計画されておりまして、ルートによっては本町を通ることなく下呂市、郡上市への交通体系が整備されます。このような現状におきまして、白川町への賑わいを創出するためには、他の地域にはない魅力、白川ならではの価値を作り出す必要があります。

これは私感ですけれども、最近人生の価値観が少しずつ変わりつつあるような気がいたします。物質的な豊かさよりも、精神的な癒しのようなものに価値を感じる人が増えつつあるのではないのでしょうか。これは、自然だけではなくて、人からも感じるものだと思いますので、具体的に何をするという提言はできませんけれども、そういったものを前面に出して、来訪者を呼び込み、更には、週末居住であったり、二拠点居住などに発展できないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

来年2027年ですけども、当初のリニアの開通予定が2027年、それが2034年開業と予定が変わりました。町長が言われるように、物質的な豊かさより精神的に癒される人、場所じゃないかと私も思います。私の住んでいる黒川は、県外から移住してこられる方々が増えております。空き家が足りません。

黒川へ移住してこられる方々は何を望んでおられるのかを考えたとき、一度黒川を訪れた方々は、ここに住みたいと言われると聞いております。都会のような便利さは一切ありません。不自由な場所だとも言われております。

ここに住みたいと言って、移住してくる人たちを私たちは大切にしています。さらに魅力ある地域になっていくのではとも考えております。町長の言われた精神的な癒しのようなものに価値がある、まさにこれだと私も同感をしております。この魅力は資源だと思っておりますが、いかがでしょうか。町長にお聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

同感をいただいて大変ありがたく思っております。特に自然というのは、おそらく私たちの町だけではなくて、リニアの中津川市を中心としたところ全てのところに同じような自然があって同じような景観があって、さらに言えば白川町よりも少し便利さもあるような地域がたくさんございます。そこと比較をいただいて、関東東京圏域からこちらに来ていただいた方が白川町を選んで来ていただくということについては、本当に白川町にしかない魅力を作っていく必要があると思っています。今言ったような自然であったり、今ある現状の資産についてはさほど変わりはないかもしれませんが、私は一番白川町の強みだと思われるのはやっぱり白川町の人柄かなと思っています。

移住してみえる方だけではなく、来訪される方もそうですけれども、皆さんおっしゃられるのは、どこに行っても本当に、気さくに話をさせていただいて、人のことを思いやっただきで、そういったことが大変嬉しいということをとくさん伺っています。これが一番大事なかなと思いますので、これを売りにするというのはなかなか難しいことではありますけれども、来ていただければわかるということを考えますと、なんとか来ていただくことを考えて、今も私たちも大学生の交流とかもいろいろしておりますけれども、まずは来ていただいて、そして触れ合っただければ、その魅力がわかっていただけるかなと思います。そういったところを全面的に出せるような場所であったり施設であったり、そういったものも作ることも必要だとは思っておりますけれども、今の移住者の話もございましたが、そういった皆様の心がけ、心の優しさ、そういったものを前面に押し出しながら、少しでも魅力を出せるような施策を打っていけるのが一番いいのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7 番。

7 番（藤井宏之）

再々質問になるかわかりませんが、今も町長から言われましたので、今度次の質問も同じことかなと思っておりますが、リニアが来るからさあ何かということではなくて、やっぱりこの魅力を資源として、今も言われたように、人を大事にしていけば人が必ず寄ってくると思っております。温かいところには人が集まります。その点について、再度同じかもしれませんが、もう一度その点についてお聞きしたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

白川町の人柄というのはおそらくすぐにできたものではなくて、今までずっと先人から受け継いだものがたくさんあるかと思っています。そして、この町に移住してみえた方についても、そんな中に溶け込んでいただいて、皆さんと一緒に生活をしたり活動した

りする中で、同じような気質になっていくのではないかなと思っています。そういったことを大事にしながら、特に、私たちが一番大事にしなければならない子どもたちの教育の中にもそういったことを入れながら、健やかな優しいいい子たちを育てるということが一番の根本かなと思っています。子どもたちたくさん外に出ていきますけれども、そういった子どもたちの中でも、よそに行っても、白川から来た子は本当にいい子ばかりやと言われるような子どもができるような教育も重要かなと思っていますので、その辺のことも考えながら、これからも町政を進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

再質問はございませんが、次の質問の方に移りたいと思います。3番目に移ります。

リニアで白川町へ人を呼ぶにしても、私はまずそれには、まず安全な道路が必要であると認識をしております。白川町に住んでいる私たちは誰もが、安全な道路になってほしいと願いながら日常生活をしております。

再三くどいかもしれませんが、町長もその点は十分認識しておられると思うのですが、「安全な道路があって」こそ「にぎやかな過疎」につながるのではと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

人口が減少しております白川町ではございますが、この地に住む人が生活していくためにも、道路は重要なインフラであるとの認識は十分持っております。

私も車通勤する身として、すれ違いを気にせずに、大雨の時でも通行規制のない道路の完成というものは切望するところでございます。

ただ、道路がよくなれば過疎化に歯止めがかかるかといえば、それだけでは無理かと思います。現に、蘇原地区では恵那白川線が完全2車線化となっておりますけれども、黒川や佐見地区と比較すると整備は十分に進んではおりますが、それでも若い人たちの中には転出される方もあります。

もちろん「にぎやかな過疎」を交流人口の増加としてとらえますれば、車社会の今日、安全安心な道路は、来町しやすさを考えると十分必要であると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

確かに完全な2車線になっても、人は減るかもしれません。しかし人々の安心感は増します。多少不便さはあっても、安心感があって地域に魅力があれば、移住してくる人、またIターン者、またUターン者も増えてくると思っております。私たちは、その魅力づくりをしていかなければならないというふうに考えます。仮に2車線だったとしても、地域に魅力がなければ、人は減っていくのではないかというふうに考えます。地域の魅力を守る人々のためにも、安心安全な道路は必ず必須条件ではないでしょうか。再度お聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

道路はもちろん重要なインフラでありますし、今現にここに住んでおられる方については、本当にせめて2車線、すれ違いを普通にできる道路ができるというのが一番の願いではないかなと思っております。

私も役場に入ってからもう40年以上経っておりますけれども、役場へ入った当時の道路というのは今よりもっと狭くて、本当に何回も何回も、通勤する際にも、バックをしてすれ違いの待避所まで戻って車をやり過ごすような道路でありました。今の三川のバイパスももちろんございませんでしたし、かなり崖の危ないようなところを通って通勤をしておりましたけれども、本当にあの頃と思えば、今はもう既にあちこち良くなってきたので、楽になったなという気もいたしますし、通勤時間も短縮されたなという気はしております。道路のことについては、認識は多分、議員さんも同じだと思いますけれども、私も住んでいるほうの方から考えればもう十分に改良することは必要であると考えておりますし、ただいかにせん先ほど課長も申し上げましたが、私たちの管理する道路なら、何としてでも財源を作っても改良を進めていきたいところでございますけれども、どうしても管理者である県の方が動いてくれないことには進まないこともございまして、今要望を進めておるようなところでございますが、非常に県の財政も聞くところによると厳しい中ではありますので、全てのことが上手くいくとは思いませんけれども、私たちとしては、この生活道路の改良というところについては十分に要望をしながら進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

次の質問の方へ移ります。

リニアの開通まであと8年あるわけですが、かねて県道72号の遠ヶ根峠にトンネルをとの要望を唱えてから、早20年が経過しました。

私が、商工会の黒川の支部長をしている時に、遠ヶ根峠へ向かう曲がり角に、「未来

へつなごう！！ 遠ヶ根峠トンネルの実現！！」という看板を白川町商工会と地元黒川自治協議会の支援を得て建てました。その看板に当時の黒川保育園児14名が載っていますけども、その保育園児も今年、成人式を迎えました。

岐阜県駅まで30分で行けるにはトンネルが必要となりますけども、特に、峠付近はいったん雪が降りますと、白川町側はなかなか解けないために、女性たちは運転して通ることを嫌がっておられる傾向にあります。

毎年、中津川市・恵那市・白川町・東白川村の二市二町村の県道70号・県道72号の県道改良促進期成同盟会の総会が、恵那市において開催され、要望事項にも「遠ヶ根峠トンネルの実現」として毎年継続事業として議題に挙げてあります。

そこで質問ですが、現実には、大変厳しい状況というのがよくわかるわけですが、町長としてリニアに向けた遠ヶ根峠トンネルの実現に向けてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

私も遠ヶ根峠はよく利用いたしますので、「遠ヶ根トンネル実現」の看板を見ながら運転しておりますけども、実現に向けてのハードルはなかなか高いものであると感じております。現在の道路は、入り口が多少狭い部分もございますが、黒川側はほぼ二車線となっておりまして、蛭川側の拡幅工事が現在進められております。まだヘアピンカーブが数か所ございまして、スムーズに通行できるまでには、時間がかかりそうな状況であります。

少し話が逸れますけれども、冒頭の質問にございました黒川東白川トンネルは、計画当時「そんなトンネル誰が通るんや」というようなことを言われていた覚えがあります。開通当初こそ交通量もさほどありませんでしたが、今や朝晩にはかなり多くの方が利用されております。また、トマト農家の皆さんは、東白川のトマト選果場まで運搬するのに欠かせない貴重なトンネルになっております。冬季でも降雪しないトンネルの便利さ、快適性を大変実感しているところであります。

話を戻しまして、遠ヶ根トンネルでございまして、道路改良工事を進めていただいていること、それから、トンネル工事費というものが1キロメートル当たり数百億円といわれておるような費用の高さ、それらから考えても非常に厳しい状況はあっているところです。今さらですけれども、美濃東部農用地総合整備事業に合わせて何とか蛭川側へもトンネルを進めていただければよかったかなと感じております。

私としては、ご説明したような感触でございまして、先ほど申しましたように、トンネルの便利さであったり快適性というものは十分承知をしておりますので、今後とも期成同盟会の皆様と、トンネルについても要望は続けていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

質問はしませんが、今はこの「遠ヶ根トンネルの実現」の命名はですね、現在の東白川村村長が東白川村商工会の局長をしていただいたときに、命名をしていただいた名前であります。もう20年経ちました。そして先代の亡き今井良博町長のときをお願いをしてこの二市二町村の期成同盟会の議題として上げていただき、現在も継続とされております。

決して諦めず、継続していくことが重要であると考えております。この件につきましては、お隣の中津川市蛭川の市会議員、また中津川市北商工会の方々との、また白川町商工会、そして黒川期成同盟会で意見交換会を続けておりますし、これからも引き続き続けていきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

次に、県道70号 主要地方道白川福岡線についてお尋ねいたします。

現在、可茂土木事務所によって工事を進めていただいております道路バイパス工事ですが、当時の説明では、平成18年度には全線完成予定となっております。あれから20年経ちましたが、完成の目途には至っていないのが今の状況であります。

昨年4月に行った町民に対する議会報告会や12月のまちづくり懇談会、また、学校再編等の話し合いの場などからでも、黒川では安全な道路を作ってほしいと、そうした声が大きかったと私は記憶しております。「議員さん何とかしてくれ」とまで言われております。「わかりました」とも言えず苦しんだことしか記憶にありません。そうした意見は今も続いております。せめて、広げられるところからでもと願う気持ちは、私だけではないと思っております。

令和11年には黒川中学校が白川中学校へ統合する予定になっております。子どもたちが、親たちが心配することなく「安全な道」で毎日通える事を願っております。「安全な道」で毎日通えることは、黒川地区、また、三川地区住民の総意であります。

そこで質問ですが、町長に学校統合に向けた「安全な道」の確保・必要性は十分お持ちであると思っておりますが、優先順位をつけるとするとまずは現在進行中の道をつなげることだと思いますが、その先はどのように考えておられるのかお聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

白川福岡線の改良の遅れの原因については、藤井議員もご承知のことと思いますけれども、地域からの様々な苦情などについてご対応いただいておりますこと、感謝申し上げ

げますとともに、思ったような進捗がないことに対してお詫び申し上げます。対応いた
だいております可茂土木事務所の皆様方にもご苦勞をおかけしているところでございま
すが、毎年行っております行政懇談会でも議会とともに要望は続けております。県担当
者とともに、町職員も努力を続けてまいります。

私の考えとしては、工事が進まない箇所の解決を待つて何もしないよりは、三川地区
から黒川までの間に視距の悪いところや狭小区間が多々ありますので、少しでも通行し
やすい道路に近づくよう改善に向けてお願いすることが良策と考えております。県にお
かれましても財政的に厳しいとは思いますが、地域の皆さんが道路改良は止まったとあ
きらめることのないよう進めてまいりたいと思います。また、道路整備には、交通規制
がつきものでございます。地域の皆さんのご理解ご協力を合わせてお願いしたいと思
います。

以上、答弁といたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7 番。

7 番（藤井宏之）

再質問には多分ならないかもしれませんが、県道70号バイパス工事につきましては、
私も可茂土木事務所の方々に長年献身的に進めていただいていることに私からも御礼を
申し上げたいと思います。ただいま町長が答弁されていましたように、三川地区から黒
川間のすれ違いの難しいところや、また見通しの悪いところ、また、危険なところ等少
しでも通行しやすい道路に近づくよう改良していただけることを、県に対しても強くお
願いをしていただくことを願っております。これに対しましては、特に県道70号に関
しましては、三川の伊佐治議員の協力も強く得て進めていきたいと思っております。

本当にくどいようですけども、先の懇談会、また学校再編のときにでも出ております
ように、安全な道につきましては、住民の願いであります。くどいようですけども、も
う一度そのあたりの総意、住民の皆さんの総意を、町長がどのように受け止めて、今後
どのようにその思いを出していただけるかをお聞きします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

私も黒川の住民でございますので、十分道の状況は承知をしておりますけれども、い
ろんな三川の区間であつたりとか、黒川の下手の方の区間であつたりとか、ここも改良
してほしいな、直してほしいなというところがたくさんございますけれども、事業費に
ついては検討する必要があるございまして、あまり莫大な事業費がかかる場所を一気に触っ
てしまうと、それこそ、そこにかかってまたしばらく他のことができなくなることもご
ざいますので、ものすごい大きな視距改良であつたり道路拡幅はできないかもしれませ

んけれども、ここは可茂土木事務所さんと相談をしながら、なるべくできるところをまず進めていただいて、最終的には本当に全線二車線化に向けた、下平地内が接続することが一番でございますけれども、それ以外の部分については、それぞれ事業費であったり県の予算であったりそういった兼ね合いをちょっと相談しながら、できることを進めていきたいと思いますので、今現在も既に要望をしておるところは何箇所かございますので、そこを重点的にまた再度お願いすることになろうかとは思いますが、粘り強く議員さん方と一緒にになりながら、また、地元の方とも一緒にになりながら、県に対しても要望を続けていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7 番。

7 番（藤井宏之）

次の質問に移ります。

最後の質問になるわけですが、幸い、この2月には黒川で生まれ育った加藤大博氏が衆議院議員として誕生しました。そして、加藤大博氏はこの岐阜県議会議員を5期経験し、その手腕を活かして白川町のためにご尽力いただきました。そして、同じくこの3月には、つい最近ですが、県議会議員の補欠選挙において加茂郡八百津町の長谷川泰幸県議も誕生いたしました。白川町にとっても大変期待の高まるお二人であると確信をいたしております。

そしてこの8月には町長選挙が行われます。私は、佐伯町長には引き続き続投していただき、今以上に県・国に強く働きかけていただきたいと望む一人であります。私も地元議員としてしっかり支えていきたいと思っておりますので、その決断をよろしくお願いいたしますと思いますが、その決意を聞かせていただきたいということと、また、その決意とともに道路網の整備について、町長の強い決意のほどをお聞きしたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

昨年の12月定例会で、杉山議員の一般質問におきまして、私の町政運営と進退についてのお尋ねがありました。適切な時期にお示しするとお答えいたしましたので、本日はお答えをしようと思っております。

これまで町政をお預かりする中で、町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、本町の発展と住民福祉の向上を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、本町においては人口減少や地域活力の維持など、引き続き取り組むべき課題も多く、現在進めている施策を着実に前へ進めていくことが重要であると考えております。こうしたことから、町政の継続性とさらなる発展のために、次期町長選挙に

おきましても、引き続き町政を担わせていただきたいと考えております。

今後とも町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、本町の発展のため全力で取り組んでまいりたい所存でございますので、よろしくお願いいたします。

また、道路網の整備につきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、重要な課題であると認識しております。町で管理する部分については、厳しい財政状況の中ではございますけれども、国、県の補助事業や優良債の活用など、財源確保に努めて、また、特に幹線道路の改良が望まれる佐見、黒川地域については、国、県への要望を地域の方とともに働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力を今後もよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7 番。

7 番（藤井宏之）

ただいま町長から引き続き、町政を担わせていただきたいと強く表明をされましたので、次期町長選挙におかれましても、しっかり支えていきたいというふうに考えますので、どうか、皆さんもよろしくお願いいたします。また道路網につきましても、特に一番目に見える部分でありますので、町長には強いリーダーシップを発揮し、先ほど申しましたように、地元出身の加藤大博衆議院議員、そして八百津町の長谷川県議会議員と、2 人がおられますので、その方々に強くお願いをいたし、それによって県を動かし国を動かし、そうしていただきたいというふうに思っております。我々議員としてはしっかり支えていきます。そんなことも思っておりますし、とにかくもう我々、特にこの県道 70 号を、先ほどを振り返るかもしれませんが、県道 70 号の道路管理につきましては、我々地元としても願っておるわけですが、実際、具体的にこれということは何も、手も出ない足も出ないというような状況です。私もそれなりに行っておるわけですが、ここはもう地元の人たちも十分願っていることはもう重々わかっておりますし、三川地区の方だって同じ気持ちであろうと思っております。特に、またこの次の 2 期目に町長が町政を担っていただけるというふうに思っておりますので、それも含めて、ここでもう一度さらにこの決意表明といいますか、強くこの住民の目に一番目に見える形の道路、安全な道路、安心して通れる道路を、地元としても強く要望したいというふうに思っておりますし、もうこのチャンスがなかったら、またこれをずっと繰り返すのかなというふうに、そんな不安にも駆り立たされますので、ここはどうしても町長に再選していただき、強いリーダーシップのもとに、住民の人の安心を実現していただきたいというふうに強く思っておりますので、最後の質問になりますけれども、もう一度決意のほどをお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

町 長（佐伯正貴）

そうですね、本当に20年という期間、あまりそう進んでいないという状況の道路、黒川は特にそうですけれども、ございますので、本当にこの先、短期間で進めていけるとは、はっきりと申し上げることはできないかもしれませんが、私としましては、本当にこれから先、黒川地区においても高齢者の方がたくさん増えておみえになりますし、私自身もやっぱり年を取ってくると、ちょっと狭い道を走るのがだんだん嫌になってまいりまして、少しでもすれ違いのない道路が一番望まれるところであります。本当に少しでも、最悪、向こうから来た車が突然来てすれ違いができないようなことのないような道路にはしたいなとは思っておりますので、普通に車の運転をしながら、病院に行けたり買い物に行けたりするような道路にできることを私も望んでおりますので、町長としてよりも、一住民としても、進めたいと考えておりますので、その点はまたご協力をいただきながら進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

7 番（藤井宏之）

ありがとうございました。そうした町長に本当にくだいような質問をして申し訳なかったですけども、その強いリーダーシップを本当に期待をしております。

最後に、私たちがこの住み慣れた白川町で末永く安心して暮らし続けられるよう、町長の手腕と、強いリーダーシップをお願いをして、一般質問を終わります。

議 長（田口守也）

7番 藤井宏之議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩をいたします。 (午前11時02分)

議 長（田口守也）

再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。 (午前11時15分)

2番 野尻悟議員。

2 番（野尻悟）

それでは、施設一体型小中学校校舎の運用について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今、世界に目を向けますと、南米、ヨーロッパ、中近東での紛争や経済格差によって、教育の機会が奪われている子どもたちが数多く存在します。こうした不安定な情勢下で改めて再認識されているのは、学校とは単なる学びの場ではなく、地域の安全と結束を守る最後の砦であるという事実です。我が白川町においても、少子高齢化という抗いがたい波の中で、いかにして次世代へ質の高い教育環境を手渡していくのか、施設一体型学校づくりは単なる建物の統合ではなく、これから10年、20年先の町の活力を左右

する、極めて重要なプロジェクトだと考えています。

教育委員会では「白川町の新校舎と特色ある教育」というパンフレットを作成され、昨年の「町づくり懇談会」で紹介されました。さらに、今年２月にはその第二版も発行されましたが、そのパンフレットには新校舎について二つのコンセプトが書かれています。

一つ目は、「児童生徒や地域との交流・協働が生まれ、小中一貫教育の実施に適した学校」、二つ目は、「多様性に対応した誰もが安全で安心な使いやすい学校」というものです。このコンセプトは、２月２７日の定例会において教育長からも「白川町教育運営の基本方針」として説明されました。

また、新校舎については、周知のように、昨年１１月から一期工事が始まっており、計画では今年中に一期工事分の校舎が完成する予定となっています。来年１月の３学期からは、中学生は新校舎で授業を受けます。そして、令和９年４月には、白川小学校と蘇原小学校が統合して新校舎に入り、施設一体型小中学校としての運用がスタートします。

一期工事では、職員室などの管理的な施設と児童生徒の教室が主となりますが、二期工事では特別教室のほか、多様な教育活動ができるようなスペースが設計されていると認識しています。

そこで、本日はこの町の未来の礎となる、施設一体型小中学校校舎の運用について、先ほどの新校舎のコンセプトとの関連から質問をさせていただきます。

現在、町内の子どもたちに放課後の居場所として、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」が行われております。これらの取り組みは、子育て世代にとっては極めて重要な場所になっていると考えますが、もう少し具体的に現在の状況などについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

それでは、２番 野尻議員のご質問に、放課後の居場所としての「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」について、令和７年度の状況をお答えいたします。

まず、小学校はすべての学校で放課後子ども教室が開かれています。放課後子ども教室とは、スクールバスが出発するまでの時間、もしくは保護者が迎えに来るまでの時間を過ごす場というもので、地域学校協働活動の一つに位置付けられています。場所は学校又はふれあいセンターを使っています。

その他に、町民会館では町が民間に委託している放課後児童クラブがあります。これは主に白川小学校の児童がスクールバスを町民会館で下車し、そのまま町民会館に入って過ごし、保護者の迎えを待ちます。また、光の子保育園でも児童クラブが実施され、

主に蘇原小学校の児童が利用しています。これら2つの児童クラブは原則1年中開催しています。この他に黒川と佐見では夏休みに限定して児童クラブを開催しています。

話を平日の放課後の中学校に戻します。白川中学校に地域未来塾、通称「清流白川未来塾」があります。これは下校からクラブ活動開始までの時間帯を過ごす居場所です。指導員は教員ではなく、地域の人に見守りをしてもらっています。従って、地域未来塾も地域学校協働活動の一つになっています。なお、黒川中学校には地域未来塾はありません。

放課後子ども教室も放課後児童クラブも、子どもの居場所をつくること、保護者が働ける環境をつくることを目的とした子育て支援の取組です。また、異年齢の子ども同士で過ごすことは、成長段階の子どもにとっていろいろな見方や考え方、感じ方に触れることができる、教育的な効果もあります。

さらに、放課後子ども教室や未来塾は、教師が放課後に子どもの見守りをせず、会議や教材準備等に充てられるため、結果的に教師の負担軽減にもなっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

2 番（野尻悟）

再質問させていただきます。大変よく理解できました。

それでは、今やっている工事の二期工事では、このような居場所を校舎内に設ける計画はあるのかどうかをお伺いします。よろしくお願いします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

二期工事と、これらの活動場所について説明させていただきます。

二期工事で作ります1階にある工作技術室、2階に作る図画美術室を、放課後の子ども教室とか、あるいは地域未来塾の部屋として使う予定です。今工作技術室と申しましたが、工作というのは小学校の教科ですし、技術というのは中学校の教科です。これを一つの部屋で授業として使います。また、図画美術室と申しましたが、図画は小学校で使っている教科の名前ですし、美術というのは中学校で使っている教科の名前です。こういった教科は元々授業時数が大変少なく、使用頻度が少なめの特別教室です。そして、放課後もほとんど開いている状態になっています。したがって、この教室を放課後子ども教室とか、地域未来塾の部屋として使っていこうというふうに考えています。

さらに、その近くには図書スペースも設計しております。こういった構成によって、新校舎のコンセプトとしての、児童生徒や地域との交流・協働が生まれ、「小中一貫教育の実施に適した学校」とありますように、放課後を小・中学生の交流とか、あるいは

地域から入っていただく指導員との交流が生まれるような、そういった空間にしていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

2 番（野尻悟）

再質問させていただきます。

非常に今のお話でお伺いしましたように、教室の有効な利用ということで、非常にこういう少子化が進んでいるところでは、大変いいことだと考えております。

そこで、二期工事で、今のような利用ができるということで、特別教室をその子育て支援にも利用するというので、大変わかりやすく説明していただきありがとうございます。

そこで、小中学校が新校舎が使われるのが令和9年からであるということで、校舎完成は令和10年になっていますが、町民会館で現在行われている放課後児童クラブとの関係が、どうなるのかをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

議員ご指摘のとおり、令和9年度から子どもたちは新校舎に入ってきますが、まだそこから二期工事をやっていきますので、先ほど申し上げた、工作技術室それから図画美術室はまだできていないわけです。そこで、どのように計画していくかということについては、詳しくは、詳細は令和8年度に長期的な展望に立って進めていこうというふうに考えています。まずは、令和9年度には校舎はまだ半分しかできていないので、その時の放課後子ども教室とか地域未来塾をどのように運用するか、さらに、令和10年度以降の今の放課後子ども教室、地域未来塾、さらに、町民会館と校舎は離れていますので、町民会館で行っている放課後児童クラブですね、このあたりのことについて調整をしながら、見通しを立てていきたいというふうに思っております。

これまでに保護者との懇談等も重ねてきましたけども、校舎が現実的なものになっていくと、保護者の方からは、放課後子ども教室とか放課後児童クラブに対する関心が非常に高いということがわかってきております。工事等があっても子育て支援のこの一翼を担っている、このような居場所が途切れることがないように計画をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

2 番（野尻悟）

再質問はありませんが、今言ったように、こういう緊迫した情勢が続いてますので、物価高などが考えられます。ぜひ、共働きがまず増えると思ってますし、当然そういう世の中になってきてますので、ぜひ滞りのないように推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、引き続き質問させていただきます。

次に、現在白川中学校で行われている「未来塾」について、先ほど話がありましたように、クラブの前の間のことですが、その未来塾について質問させていただきます。

私自身も以前、サポーターとして数回未来塾に参加した経験があり、子どもたちと関わってきました。その中で感じたことで、そこでは、生徒たちは宿題をやったり、個人的な学習に取り組んだりしながら、クラブが始まるまでの時間を過ごしておりました。やや手持ち無沙汰な印象であり、時間も短いということで手持ち無沙汰な印象を持っておりました。教育長の方針の中に「中学校の地域未来塾については、県の補助金を活用して充実を図り」とありましたが、もう少し未来塾の活動の幅が広がると良いと思っております。そのために、未来塾の将来像について、今後どのような形にしていきたいとお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

未来塾の、主に内容についてご質問いただきました。まず、白川中学校の地域未来塾、これは令和3年度から始まりました。それ以前、白川中学校の冬日課になりますと、クラブが始まるまでの1時間弱を教室で過ごすため、その時間は教職員がそこについているという状態でした。ちょうどコロナ禍だったため、密にならないようにとか、静かに過ごすということが、その時に定着しました。

地域未来塾や放課後子ども教室は、先ほども申し上げましたが、地域学校協働活動というものに位置づけられています。放課後子ども教室の中学生版が地域未来塾と思ってもらっていいです。

その地域学校協働活動とは、地域と学校で創意工夫した取組を行い、放課後だけでなく、授業や休日、長期休業日の活動も含まれています。見守りや居場所づくりだけでなく、異年齢のふれあいとか、地域の人とのふれあいを促進し、共に学び合うという教育的効果を狙っています。

教育方針において、県の補助金を活用して地域未来塾の充実を図ると述べました。これまでも県の補助金を活用して見守りのサポーターの謝金等に充ててきましたが、令和8年度は見守りだけでなく多様な活動のきっかけづくりを考えています。例えば白川中学校では、令和7年度において、夏休み中に特色ある教育活動のひとつとして英会話講

座を行っていましたが、これを地域未来塾の活動として、地域学校協働活動のひとつとして、実施してみることも考えております。

将来的には、学習、文化活動、スポーツ活動などに発展できるとよいと考えていますが、何といたってもこれはサポーターの方が非常に重要になってきます。サポーターをしてくださる地域の方の協力があっての地域未来塾です。よろしくお願ひしたいと思ひます。今後ともご理解とご協力をお願ひして答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。2 番。

2 番（野尻悟）

再質問はないんですが、大変子どもたちのために地域との協力が非常に不可欠ということを考えていますので、やっぱり地域も、こうした少子化の中で、少子高齢化の中で、子どもたちを支えるという環境が必要だなということを感じておりますので、引き続き教育長さんには頑張っていていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、3 番目最後の質問になりますが、「白川町の学校教育～6 つの特徴～」という中で、「読書活動の推進（図書館活動）」ということ掲げています。この点について、二期工事で完成予定の図書スペース室をどのように活用して、推進していくおつもりなのかを、お考えをお聞ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴村雅史）

まず、白川町が読書に力を入れるようになったのは、美濃白川楽集館がきっかけと考えます。その後、楽集館は図書館法に基づく町立図書館に変更しました。そして「白川町子どもの読書活動推進計画」を策定し、さらに「読書の町宣言」を行うという、そういった歴史があります。

これらの歴史と実績を踏まえ、二期工事でできる図書スペースは、従来からの児童生徒の学習を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する学習情報センター的機能、そして心のオアシスとなる読書センター的機能はもとより、さらに未来志向の視点から、次のような活動ができる学習空間を作りたいと考えています。

例えば、個別学習のスペース、グループ学習ができるスペース、自習ができるスペース。学習や研究の結果を発表したり、展示したりできるスペース。w i - f i 環境を整備し、デジタル機器を使った検索やプレゼンができるスペース。児童生徒がその時々状態に応じて居場所にできるスペース。必要に応じて地域住民の学習活動における利用に対応できるスペース。

このような多様な学習環境、多様な集団による交流を生み出すためには、部屋を一つ一つ区切るのではなく、二期工事でできる大空間に、高さの違うボード、メディアパネ

ルというふうに呼びますけども、高さの違うボードを使い緩やかに仕切ることによって、独立した多用途な空間を作ります。ボードに棚を付ければ本棚となり、つけなければ掲示板や壁のようになります。ボードには机や椅子、引き出しなどがついており、書架というより図書家具と言った方がいいものです。従来のように書架を陳列しただけの図書室というイメージではありません。また、この小中学校図書スペースには楽集館の司書が毎日誰かは常駐している体制を作る予定です。

このような未来志向の構想に至った背景には、文科省の施設整備指針、学校職員や楽集館職員、そして大学教授などの意見、多くの学校図書館や自治体の図書館を視察、その他にも多くの方々からご意見をお聞きし、これらを基に設計事務所とかなり研究協議をしてきたことがあります。今後も進捗状況をお知らせしていきますので、議員をはじめ、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

2 番（野尻悟）

再質問はありませんが、今の多目的に使っていくという発想は、今後も多分大きく広がってくると考えて、今答弁を聞かせていただきました。

少し話は変わりますが、昨日3月11日は、東日本大震災から15年という節目を迎えました。私も、昨日は地元の方とウォーキングに行き、ウォーキング途中で連絡が入り、黙とうしてご冥福をお祈りさせていただきました。これは何を言いたいかっていうと、あの日、世界中が目にしたのは、学校が避難所となり、地域住民が手を取り合って、困難を乗り越える姿でした。学校は、地域コミュニティの核であり、人々の心のよりどころであることを、私たちに改めて教えてくれました。

本町が進める学校整備においても、単に教育効率を追求するだけではなく、地域のハブとしての機能が期待されているということではないでしょうか。

また、全国的な最新のアンケートの結果や、教育関連の動向から見える図書館と学校の関係について、その重要なポイントとして、図書館は本を借りる場所から、先ほど教育長が少し述べられたように、学校の教育を補完し、子どもの自立学習の力や心の居場所を作るという役割が広がっているという報告もされております。

多世代の交流拠点、コワーキングと学習支援、文化交流の創出というサードプレイス機能と、子どもの安心・安全確保の居場所作り、シビックプライドと言われるそうですが、醸成を育むワンストップとしての機能を持つ図書館を、福祉、これは預かりという機能だと思います。それからかける教育。読書ですね、読書とした教育。それからそれをかけて、戦力。戦力として定住とか、シビックプライド、シビックプライドっていうのは町を、住んでいいというような、そういうプライドを持つということらしいです。この福祉、教育、戦力を一体化させたモデルとして活用できることを願いながら、質問

を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（田口守也）

2 番 野尻悟議員の質問を終わります。

次に、6 番 梅田みつよ議員。

6 番（梅田みつよ）

では皆様、改めましてよろしくお願いいいたします。6 番 梅田みつよでございます。

前議員の質問でも触れられましたが、昨日は3. 11ということで、2011年東日本大震災から15年ということで、各地の被災地の追悼行事が行われておりました。14時46分、私もちょうど庁舎内で会議に出席しておりまして、一緒に仲間とともに黙とうを捧げました。私も当時の津波の放映が、今でも脳裏に焼き付いて忘れられません。原発事故も被害もさることながら、いまだ1,400万立方メートルの除染土というのが保管されておりまして、道路や防潮堤など公共工事でも再利用されるということでございます。

さて、この議場での登壇は初めてとなります。執行部の皆様と、新たな気持ちでリフレッシュして、本日も元気に質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。

私の質問は、町内の商工業や事業承継について質問いたします。

前置きといたしまして、白川町には大中小の様々な商工業者の方々が営みを続けています。来年度には、町内の商工業を応援するために、新たに補助金の制度を設けられる計画があります。制度設計は大変ありがたいなと思っております。なぜならば、中小事業者は、事業を続ける体力というのを取り戻したいという思いがあるからです。反面、消費行動の縮小化であるとか、人口と高齢化という避けがたい社会変化の中で、特に小規模、高齢の事業者は未来における事業継続ができない可能性も現実としてあります。そこで、七つの点に分けて質問を進めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

一つ目の質問でございます。町として、町内商工業の現状について、主に中小零細事業者の状況というのをどのように考えておられるかというのを、お聞かせください。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

本町の商工業、とりわけ小規模零細事業者の経営環境は、人口減少と高齢化に加え後継者不足が重なり、続けたいが先が見通せないという声があることを、商工会の方が策定しております経営発達支援計画からも読み取れますし、実際に経営指導員の方からも伺っております。

また、町が計画している来年度の支援制度というのは、複合的な課題を抱える事業者

にとって、単なる点の支援ではなくて、事業をやめない選択を後押しする制度として設計し、単年度対策ではなく、継続性を意識した支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

二つ目の質問にまいります。

商工会の体制についてです。商工会は、近年、国や県の商工会へ入れる力が、細部に及ばなくなってきているのではないかなというふうな懸念を考えております。とりわけ、うちのような広大な面積で、事業者が広く点在する自治体の商工会の運営は、大変厳しいものになっているのではないかと推察いたします。商工会は民間の法人ですが、行政とは切っても切れない関係であります。商工会では、会員維持や、活動も限られた人員で行っているため、幅広く役割を担うためには、商工会そのものの人員確保というのも課題ではないかと思っております。

商工会の機能について、今後実務的な体制強化というのを図る予定があるかということをお聞かせください。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

まず、現在の商工会の支援体制につきましては、商工会と町と共同で策定をいたします経営発達支援計画に基づいて、その活動というものが客観的に評価をされております。この計画は、小規模事業者支援法に基づき商工会が地域の小規模事業者の持続的発展を支援するために策定し、経済産業大臣の認定を受けるものであり、実施した支援事業の成果については、専門家を交えた検証が行われる仕組みとなっております。町もですね、その評価の場に参加しておりますが、現時点において本町商工会の取り組みというのは、良好な評価を受けているところでございます。

一方で、議員がご指摘されるとおり、事業者支援の内容というのは年々多様化いたしまして、商工会の現場における負担というのも増していることが事実であるというふうに認識をしております。特に、本町のように事業者が広く点在する地域においては、きめ細かな支援を維持していくための体制作りというのが重要であると考えております。このため町では、従来のように商工会の方へ業務を任せきりにする関係ではなく、行政も含めて、地域の支援体制をともに設計していく関係へ転換することが必要と考えております。

具体的には、今年度から商工会と行政の役割分担を整理しながら、ワークドット協同

組合や移住交流サポートセンターとも連携をして、事業者支援の面を広げることで、商工会の負担軽減と支援機能の強化の両立を図る取り組みを進めているところでございます。

今後も商工会には町内事業者にとって最適な支援につなぐコンシェルジュ、いわば案内役としての役割を担っていただきながら、行政としても、より良いパートナーシップのもとで支援体制の充実に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

商工会が良好な評価をいただいているという点では、非常に嬉しいなということは思いますけれども、現実現状はいかにということも、その評価に甘んじることなくですね、向かっていただきたいと思います。今ご紹介がありましたワークドット協同組合さんですとか、移住交流サポートセンターさんと連携されていくという点について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

この、面連携と我々は言っておりますけれども、今年度から始めまして、毎月 1 回必ずこの面連携会議というものを開催し、行政と商工会とワークドットと移住交流サポートセンターの職員が集まってですね、それぞれ今抱えてる課題は何かといったようなことを共有しながら、それをこの面でどうやって解決していこうというようなところを協議する場を設けております。その中で形になったというのも少ないんですけれども、例えばワークドットさんが担っていただいていた、中学校でのまちづくり活動の総合学習、この一環として行った大商談会というようなものもあるんですけども、これも商工会とワークドットさんが連携をしながら組み立てられましたし、我々が新年度予算案として上程をしております、中小企業小規模事業者の総合支援事業というメニュー作りにも、皆さんからの知恵をいただきながら組み立てていったというような取り組みがあります。

なので、一番のメインの活動というのは、今はそれぞれが情報交換をできる場といったところは確立はできましたけれども、来年度以降はもう少し目的を明確にしながら、どこかに全ておまかせするのではなく、皆で手を取り合ってという形ができるように進めていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

6 番（梅田みつよ）

なるほどワークドット協同組合さんで仕事をつなげる、また移住サポートセンターで仕事をご紹介するなどといった連携の取り組みというのを考えていらっしゃるし、実際にもう始まっていたらと、面での連携を強化されているということで理解いたしました。

私は、商工会の体力が続くかなと、近隣自治体の商工会ですね、事務局長がしばらく不在という自治体もございましてですね、少し危機感を感じておりましたけれども、白川町においては頑張っているということで、これからも引き続きご活躍をいただきたいなと思っております。

次の質問にまいります。三つ目の質問でございます。

多くの世間の見方として問わせていただきます。第三セクターですね、町の第三セクターと言われる施設でありますとか、町の茶業振興ですとか林業振興事業などですね、それらは一定の公金というのが投入されております。もちろん苦労と努力の結果ですね、今日まで続けていただいているということも事実でございますが、一方で、赤字でも、事業を一定程度継続できるというふうにも考えられております。

片方ですね、民間の事業者の方はですね、需要が減ったらすべて自己責任と、明日の生活に直結する事態となりまして、それは死活問題でございます。公益性を持つ第三セクターと民間事業者を比較するな、と言われそうなんですけれども、ここはあえてですね、そこに生じている構造的な違いということも含めまして、全体像として、町の力配分というのをどのようにしていくお考えということを、大まかで結構でございますので、お聞かせください。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

ご指摘のとおり第三セクターには町から一定の支援が行われていることから、赤字でも続けられるのではないかといたった声があることも承知をしております。一方で、第三セクターは行政と民間が連携して設立するという事業体でございまして、一般的には民間だけでは担いにくいものの、地域にとって必要な機能を担うための仕組みとして位置づけられているものと認識をしております。

例えば、町と縁のある市町村への商品配達や各種イベントなどへの出店など、必ずしも採算性だけでは判断できない業務についても、地域のつながりや産業振興の観点からお願いしている面がございます。また、販路確保や地域ブランドの維持など、地域産業の基盤を支える役割も担っていただいております。

なお、一般の中小企業者に対しては、国や県による各種補助制度や支援制度が設けら

れておりますが、第三セクターの運営そのものを対象とした国や県の恒常的な補助制度があるわけではなく、出資している自治体が地域産業の維持という観点から判断し、支援を行っているのが一般的な仕組みでございます。

一方で、町といたしましても町内の民間事業者の皆様への支援も重要と考え、新年度からは中小企業小規模事業者総合支援事業補助金というものを創設し、国や県の支援では行き届かない人材確保や設備投資などの支援を予定しております。第三セクターと民間事業者それぞれの役割を踏まえながら、地域産業全体の力が高まっていけるよう支援のあり方や力の配分について検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

6 番（梅田みつよ）

再質問いたします。今ご紹介ありました新年度の計画についてですね、具体的な事業規模の内容をお聞かせいただけますか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

今定例会に上程をしております新年度予算案の方に計上しております、中小企業小規模事業者総合支援事業補助金でございますが、こちらについては事業者のですね、雇用から始まり人材育成、そして定着、経営の発展及び持続といった、この経営のプロセスが繋がっていきけるような支援が何とかできないかなということを考えて計画をしたものでございます。国や県の方もですね、それぞれの経営の段階に応じて金銭的な支援メニューというものを用意はしてくれてはおりますが、これがなかなか条件が厳しくて活用しづらいという声も非常に多く聞こえますので、町としては何を担っていくべきかなといったところを整理をしてですね、事業費総額といたしましては600万円、十分な支援ではないとは思いますが、その分ですね、活用しやすくなるように意識をして制度設計したものでございます。

例えば、人材育成という段階に応じては、事業主の方がこの資格や講習を受講することとは、この会社にとって有益なものであるというふうに判断をされれば支援対象にするとか、設備投資という段階においては、まだまだ事業を継続して地域に貢献をしていきたいわというような意思を、BCP計画という形で表していただければ、柔軟に幅広く支援対象としていきたいというような内容でございます。

これらでですね、全ての課題というものが解決できるとは思いませんけれども、必要に応じて補正予算での対応というものも視野に入れながら、また、町としては事業者さんの最初の一步を後押しする立場としてですね、少しでも何か応援をしていきたいと、

そしてともに地域の活性化につなげる活動をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。6番 梅田みつよ議員の途中ではございますが、ここで、午後1時まで休憩いたします。（午前11時56分）

議 長（田口守也）

再開いたします。（午後1時00分）

休憩前に引き続き、6番 梅田みつよ議員の一般質問を続行いたします。6番。

6 番（梅田みつよ）

三つ目の質問でしたけれども、新年度の事業規模ということで、約600万円ということで教えていただきました。新たな取り組みとして評価をしたいなと思います。今までこういったものはございませんでしたので、いろんな柔軟な活用について期待をさせていたideきたいと思います。ただ、やや規模感として小さいなということも感じましたけれども、町の支援事業として、これからも力配分というのを考えていただきながら、事業を進めていっていただきたいと思います。

四つ目の質問に参ります。

主に商工会が取り組まれている事業承継の支援のあり方についてです。国の制度は親族による承継の支援はなく、外部承継、リターン承継、また、いわゆるM&Aには手厚い補助金を用意されております。一方で過疎地では外部承継というのが壁となり、補助制度が実情に合わないというケースが発生しております。そういった点で、国の制度の限界を感じるころでもあります。

それを踏まえて、地域の事業承継を支える仕組みを、町として今どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

まず、国の事業承継支援制度につきましては、後継者不足による廃業の増加が全国的な課題となっていることから、後継者不在の事業を地域に残していく観点で、第三者承継やM&Aの促進に重点が置かれているものと認識をしております。

一方で、山村地域や過疎地域におきましては、外部から承継者を見つけることが容易ではなく、実際には親族内承継というものが地域の事業を次の世代へつないでいく重要な役割を果たしている場合も多いと認識をしております。

国におきましても、税制措置や金融支援補助制度などにより親族承継を含めた事業承継支援が行われておりますが、補助制度につきましては、承継後の設備投資や事業発展を伴うものが中心となっており、地域の実情によっては活用しにくい面があるという声

もあるところであります。

こうした中で、本町におきましても、限られた支援制度をより効果的に活用する観点から、廃業の可能性が高い事業を優先的に支援するという考えのもと、特に実現のハードルが高い第三者承継を重点的に支援する制度としているところであります。

以上、答弁といたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

再質問ではございませんが、ここで町長にお尋ねをいたします。

この制度について、市町村会や県や国との折衝を重ねる中で、山村地域や過疎地域における事業承継制度というものの親族間承継について、緩和条件とかですね、そういった設置する要項などを盛り込んでもらうように、例えば経産省へ働きかけていただけるような要望をさせていただきたいなと思っておりますが、その点について、町長はどうお考えになりますか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

（町長 佐伯正貴）

町 長（佐伯正貴）

今までのお話の中であったように、議員ご指摘のような地域の実情に応じた制度のあり方につきましては、承継の形にかかわらずに、事業を継続して地域活動の持続につながる取組自体が支援の対象となるような制度のあり方について、町の補助制度の在り方も検討していきたいと思っておりますし、また、令和7年度6月からは、中小企業庁の方で新しく事務局になられて、中小企業の親族間承継に関する検討会というのも始まったようでございます。内容につきましては細かいところまでは見ておりませんが、時限措置の撤廃であるとかそういったところについて検討が始まったということなので、国もそういった形で動いておみえになるのかなと思っております。そういった件を踏まえまして、国や県に対しましても、今後要望の中で取り入れさせていただきまして、強く要望していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

ございません。ありがとうございます。ぜひとも町長には頑張ってくださいと思っていますので、重ねて、お願いを申し上げたいと思います。

五つ目の質問でございます。

事業者の地域のコミュニティとしての評価についてお伺いします。皆さんは買い物に

行かれますね。商店は、単に物を売り買いしているという場所ではありません。お店には、コミュニティがあります。お店の人にとっても、お客さんにとっても、生活の一部です。私は医療や介護の現場で20年働いて思うことは、人は、どれほど年齢を重ねても、最後まで生きること強く向き合っています。物には命はありませんけれども、その日々や事業内容に魂が宿っていると言いましょ。綺麗事を言うつもりはありませんけれども、例えるならば、事業は、土地の中で生きること強く願うことに似ているのではないかなと思っております。

M&Aもいいと思います。しかし、何かを手放すということは事業者のいわば命を奪うような、土地の息が消えるような、そんな風に私には映ります。地域の日々を支えているのが地域の事業者であるならば、町は、事業者が果たしているそのコミュニティの役割というのを評価できるということも大事な視点ではないかと思うのです。事業者自らが民間の力では限られていますので、例えば、口頭や文書で表彰するですとか、何か事業種別に、活動の意欲が増すような、そういった何か取り組みがあるといいなと思ったところなんですけれども、そういったお考えはないか伺いたします。

議長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

私どもも議員の考えと全く同感であります。また、商工会におかれましても同様の思いで事業者を支えていただいております、議員と同様のご提案もいただいております。町としても、先ほど議員がおっしゃられたような価値に改めて目を向けていくことが重要であると考えております。

そうした中で、町では特に子育て世代の転出に着目をしております。子どもの誕生や成長をきっかけに、子育て環境や仕事の都合から、一家で町外へ転出されるケースも見られることから、町内の職場が子育て世代にとって働きやすい環境であることが、定住につながる重要な要素の一つになるのではないかなというふうに考えております。

このため、新年度からは、子育て世代のコミュニティと子育てに理解のある事業者の皆様と連携をして、子育て世代が安心して働き続けられる環境づくりを進めながら、定住促進につなげていく取り組みを進めてまいります。具体的には、地域通貨「しらか」の企業カードへのポイント付与や、設備投資補助の補助率のかさ上げなどのインセンティブを設けるとともに、そうした事業者の取り組みをですね、町民や他の事業者にも紹介していくということを考えております。

議員がご提案された形とは異なるかもしれませんが、まずは地域の暮らしや子育てを支えてくださっている事業者の努力が見える形にし、称え、広く共有していくことが大切であると考えております。

また、事業者が果たしているコミュニティとしての役割は、子育て分野に限らず幅広

いものであると認識しておりますので、将来的には表彰なども含め、事業者の地域への貢献を広く評価していく仕組みについても視野に入れながら検討してまいります。

地域の日々の暮らしはそこで働き、商いを続けてくださる事業者の皆様の営みによって支えられております。町としても、その営みを大切にしながら、事業者の皆様とともに地域のつながりを育み、持続可能なまち作りにつなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

再質問はありませんけれども、子育て世代に着目されたという点は非常にいい視点だなと思いました。やはり女性の働く力ですね、あるいは子育て世代の人の働く力というのを、本当に広く町内でも労働人口としてですね、できるような、そういった何か取り組みがこの町には必要になってくるというふうに思います。取り組みを始めるには少し遅かったかもしれませんが、今からでも十分に間に合うと思いますので、できるだけ最善を尽くしていただけるといいなと思っております。

最初の頃に面でね、点ではなく面で連携していくっていう姿というのを私もちょっと頭にイメージをすることができましたので、そういった意味でも、私たちも、一緒に頑張りたいなと思ったところでございます。

続きまして、六つ目の質問に入らせていただきます。

角度を変えまして質問を進めてまいります。国のコンパクト構想と商工業を重ねて見てみたいと思います。国は何かと効率化、集約化、大規模化というのを進めているように思います。現に、私が理事会に身を置く県の介護協会でありまして、実際に小規模事業者というのは運営が難しくなっております。賃上げの波には乗れず、吸収合併や倒産、縮小など、経営判断を迫られていることを肌で感じているところです。

何が正解かわからない時代に入りましたけれども、効率化ばかりではやはり語れないというところがあるんじゃないかということです。同じように思っていると思っています。そこで、今回高市内閣になりまして、小規模事業者への支援というのが拡充されました。風向きに少し変化がみられたというふうに感じている所です。大規模化や集約化に一定の方向転換が図られるのではないかなというふうに、私は注視をしているところです。

先ほども申しましたように、事業者が簡単に事業を手放すことができないように、住み慣れた地域を離れることも容易ではないように、町として、県や国との折衝の時には、コンパクト・効率化への政策に対して、効率では測れないんだぞと、そういった部分を毅然とした態度で臨んでほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

国が進めている事業の効率化や、事業所の集約化、いわゆるコンパクト化という考え方は、人口減少や人材不足が進む中において、中小事業者の経営を持続可能なものとするということを目的として、それを実現するための手段の一つとして示されているものと認識をしております。

議員ご指摘のとおり、地域の事業者は、単なる経済活動の担い手にとどまらず、雇用の確保や地域の暮らしを支える重要な存在でもあり、効率性や規模だけでは測ることのできない役割を担っているものと認識をしております。特に、本町のような中山間地域におきましては、事業者の存在そのものが、地域の暮らしやコミュニティを支えている側面も大きく、単純に効率化や集約化だけで語れるものではないと考えております。

町といたしましては、目指すべき姿である、地域の事業者が継続し、持続し、地域の暮らしが守られていくこと、この部分は変わらないものであり、その実現の方法は必ずしも一つではないというふうに考えております。

今後は、国や県が担う広域的な制度や支援と、町が地域の実情に応じて行う支援の役割を整理しながら、地域の実態や効率だけでは測れない価値についても丁寧に伝え、必要な制度や支援の充実、また、町が担う過疎地域における事業者補助に対する支援を視野に入れてもらえるよう、国や県に対して要望してまいります。

以上、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

6 番（梅田みつよ）

再質問はございません。ぜひこちらもですね、強く要望をしていただきたいと思います。

最後の質問でございます。

地域通貨「しらか」について質問をしてみたいです。町が音頭を取って導入した「しらか」は、地域の経済循環の一つとして、また町が付与するポイントを滞りなく町民の皆様に行き渡る仕組みとしても普及し成立しています。しかし、その効果が持続するかどうかは、今後、事業者が事業を継続できるかどうかにかかっていると思います。そうでなかったら、町がポイントを配り続けるだけの仕組みになってしまうからです。これは決して消極的な思いで話をしているのではありません。「しらか」を継続するためにはどうしたらいいかを討議していく必要があるなど。つまり、商工業者の皆様に、元気でいてもらわないといけないし、新しい事業参入を生み出していくことが目標になると思います。先ほどから質問してきた、地元業者への力配分、商工会の強化、事業承継への過疎地緩和適用の制度への訴え、過疎地の非効率化の実態、そういったことが、町に

とって、複雑的、総合的に絡まっている課題だということを認識していかなければこの仕組みは続きません。

私は、議員としても、地域の商工業者の方々と関わる身としても、また商工会員の一人としても、「しらか」を導入しただけで満足してはいけないと思っています。町は毎年、手数料というコストがかかります。これを、人口が7,000人の現在から、人口減少の推移を眺めているだけでなく、人口を減らさないぞ、という強い目標を持って、このせっかくの「しらか」の仕組みの持続可能目標を、お聞きしたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

導入してからちょうど1年が経過するデジタル地域通貨「しらか」は、商工会が運営主体となり、多くの加盟店の皆様のご理解とご協力のもと順調にスタートすることができました。特に、加盟店の皆様には、慣れない手続きや運用にも前向きに取り組んでいただいております、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

「しらか」は単に行政がポイントを付与する仕組みではなく、町内での買い物やサービス利用の機会を増やし、町内でお金が循環する環境を作ることで、町内事業者の皆様が事業を続けていく、いわば辞めないという選択を後押しする一助となることを目的として導入したものでございます。議員ご指摘のとおり、この仕組みが持続していくかどうか、町内事業者の皆様が、事業を続けていける環境を作ることができるかどうかにかかっているものと認識しております。

そのため、町としても、「しらか」という仕組みを続けること自体を目的とするのではなく、町内での消費機会がどのように増えているのか、事業者の経営の継続にどのような影響を与えているのかを丁寧に分析し、加盟店の皆様の声を伺いながら、より効果的な仕組みとなるよう改善を重ねていく考えでございます。

具体的には、行政ポイントの付与による販売促進の他、おでかけしらかわによる外出機会の創出や、創業支援による新たな事業者の参入促進などの間接的な取り組みも含めて、町内で人の動きと消費の循環を生み出していくことが、結果として「しらか」の価値を高めるものと考えております。

また、町内事業者の皆様が事業を続けていただける環境を整えるということは、地域経済の維持という側面だけでなく、人口減少への対応という観点からも極めて重要であると認識をしております。

地域の商店や事業所があることで、日々の買い物や働く場が生まれ、地域のつながりが保たれ、安心して暮らし続けられる環境が維持されてまいります。そうした環境があることが、結果として、若い世代の流出抑制や地域に関わり続けたいと思えるまちづくりにもつながるものと考えております。

しかしながら、地域の商工業を支えることは、行政だけで完結するものではございません。これまで地域の暮らしを支えてこられた町内事業者の皆様感謝をしながら、町民の皆様、そして商工会や金融機関の皆様と力を合わせ、町内で事業を続けていただける環境作りを進めていくことが何より重要であると考えております。

町といたしましても、「しらか」という仕組みを生かしながら、町内でお金が回り事業が続き、暮らしが守られる地域の経済循環を育てていくことで、人口減少という難しい大きな課題にも向き合いながら、持続可能な地域作りに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。6 番。

6 番（梅田みつよ）

再質問ございません。

今回の質問で、町が、町内の平均的な体力というのをどう見ておられるかということ、答弁を通じて理解することができました。

商工は生活インフラです。これからの持続目標を掲げられておりますので、今後も盛り上げていけるように私も努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。質問を終わります。

議 長（田口守也）

以上で、6 番 梅田みつよ議員の質問を終わります。

次に、1 番 伊佐治優議員。

1 番（伊佐治優）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

その前に、先ほど3. 11というお話が出ました。大変な災害でございましたが、その半年後に白川町でも大きな水害がございました。当時を思い出すと、そこで一緒でした、今そこにみえる会計管理者、今井、田口、太田各係長には、一緒に仕事いたしましたけど、大変なご苦勞をかけたなと改めて思っております。そんなことで、次回、防災に対してまた質問したいなという、宿題にしたいなと思っております。

それでは質問を始めたいと思います。

3月1日、この原稿を書いたのが2日か3日なんですけれども、3月1日に世界が驚愕するイスラエル、アメリカのイラン攻撃とハメネイ最高指導者の死亡という事実がありました。イランの報復攻撃で今後の中東情勢がどうなるか。それによる石油エネルギーの供給がどうなるか。また、ロシア・ウクライナ紛争も停戦の協議が見通せず、東アジアにおいても中国の日本への主張とも思える政治経済措置などを思うと、混沌とした世界情勢の中で、日本の舵取りを任された自民党の高市内閣の国政運営に注目されると

ころです。

それでは、第1回定例会初日の教育長の白川町教育運営の基本方針から質問をさせていただきます。

施設一体型小中学校が昨年工事契約され、先日、学校統合建設特別委員会で見学をし、工事の説明を受けました。順調に工事が進んでおり、今年中に完成する予定の一期工事に対し、工事関係の皆さんの努力が感じられました。それについては敬意を表するものでございます。いよいよ、来年4月には白川小学校と蘇原小学校が統合することになります。小学生と中学生が同じ校舎の中でどのような化学反応を起こすのかが楽しみです。そんな中で、次の3点についてお伺いをしたいと思います。

1点目、最初ですが、二つの小学校と中学校が一緒の校舎、職員室になりますが、これにより教員を除いた学校関係者、特に支援員の方々の処遇について検討されると思いますが、現時点でどのようなお考えかをお伺いいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

1番 伊佐治議員からは、学校統合に伴う支援員等の処遇の質問を受けました。この場合処遇とは人数のことと理解してお答えをいたします。

町の支援員は、特別な支援を必要とする児童生徒の生活や学習の安定を目的として、学校に配置するものです。それは個別の教育支援計画を作成している児童生徒はもちろんですが、支援計画はなくとも日常生活において不安定な様子を示している児童生徒も含まれます。このような児童生徒の人数等に応じて配置する支援員の人数を規定しているようなものではなく、これは自治体ごとに違います。

この度、統合するのは白川小学校、蘇原小学校ですから2校について現状を述べます。現在、白川小学校に3人の支援員、蘇原小学校には2.2人の支援員が配置されています。蘇原小学校の2.2人とは、2人はわかりますけども、0.2という、支援員として0.2、県費の非常勤講師として0.8ということです。近年、支援員と県費非常勤講師を兼ねる方が増えてきていますので、こういった形になります。

これが統合によって小学校1校になるために、直ちにこれを3人程度にするということとは行いません。ただし、児童生徒や学校が落ち着いていくに従って、徐々に支援は減らしていく、支援員がなくてもひとり立ちできるようにすることは大切なことだと考えています。

直ちに3人程度にはしないという理由はいくつかあります。白川小学校と蘇原小学校の統合する令和9年4月、校舎はまだ建設中であり、これまでの統合と違って学校運営が不安定になる要因が多くあります。

具体的に4点述べます。

一つ目は、統合の前後2年間に限り、白川小学校に教頭が1人追加配置されるのみで、もちろん校長は1人、教員は学級数に応じた配置しかありません。小規模校同士の統合のため、概ね白川小学校と蘇原小学校から半数が新しい学校に移ります。統合前に学校生活に関するたくさんの打合せをしておくとは言うものの、いざ統合となるとそれから調整しなければならないことも多く出てきます。それが子どもにとって不安定を招く場合があります。

二つ目、新しい校舎、新しい通学路、新しい友達や先生などに対して、ワクワクする子どももいます。一方、新しい環境に馴染めない子ども、不安定になる子どもも必ず出てきます。これらを見抜き、支え、教員と連携する支援員は本当に重要な存在です。

三つ目、統合する令和9年度は現白川中学校校舎の解体と二期工事です。安全には十分すぎるほど配慮しますが、新校舎から体育館への移動とか、休み時間や放課後の見守りなど、教員、支援員による安全確保が欠かせません。

最後四つ目です。昨年6月に教員の給特法が改正されたことにより「教員の業務量管理・健康確保を措置する実施計画」を作成して、これを確実に実施しなければなりません。この計画においては、学校を支える教員以外の力を必要としています。こういった理由により、直ちに3人程度にはしないということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

新しい学校になるということで、教育長が言われました、確かにあの今建設中でございますので、それに、工事についての安全性の問題、また小中一緒になるということで、それこそ、今までと違って新しい、本当に新しい環境なので、それに対する子どもたちの、言われたように本当に期待が半分不安が半分ということだと思いますけど、それに対する、少しでも不安の部分を解消してあげるといって軽くしてあげるといってのの一つとして、支援員さん方が支える部分は大きいというふうに思っております。

そんな中でございますけども、今度、一緒になるということでございますけど、そうすると、全体では何人ほどの支援員になるかということと、それぞれに役割、先ほど言ったような役割はそういうことなんですけど、例えば、個人ごとに細かいことを決めるとかっていうようなことは、あるのかということをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

新校舎での新しい学校生活を安定させるために、支援員の必要性にご理解いただきま

してありがとうございます。統合する令和9年度の支援員の総数についての質問をいただきました。

先ほどの質問でもお答えしましたように、支援員の配置は、特別な支援を必要とする児童、生徒、それだけでなく、こういった支援計画を持っている生徒だけではなく、その状況に応じて、不安定になる生徒に対しても配置していくということを基本にしております。その生徒の数というものは、年度といたしますか、時間といたしますか、細かく言うと、変わっていきますので、なかなか一概に何人ということは、今年は何人ということとは言えますけども、固定しているわけではありません。

それから支援員の配置に関して、いろいろな要素があります。ある児童の就学について、特別支援学級が望ましいというような判断を教育委員会がしたとして、特別支援学級の設置を申請し、それが認可されれば、そういった場合は県費の教員が1人配置されてきます。しかし、特別支援学級が認可されない場合ということもあります。でも子どもはいるわけですね。それから、保護者によっては、特別支援学級を望まないと、通常学級をお願いしますという、そういった場合もあります。いろいろなケースがありますが、こういった個別の事情に対しては町が対応していくということになっています。

また、支援員のことは人事的なことでもあり、支援員自身の都合があります。例えば、年齢とか支援員自身の家庭の事情とか、そういった中でお願いしても、受けてもらえないというようなこともいろいろあります。様々な理由により、この人数だけを先に決めておいて、それで進めていくということは大変難しいです。

もちろん、支援員の人数、これは人件費ですので、こういったことに関わってくることは十分承知をしております。先ほどの質問でお答えしたことで、令和7年度、今年度ですね、白川小学校には3人、蘇原小学校には2.2人と言いましたが、議員の質問に関係してきます、白川中学校は3人です、というふうに今年は配置しております。

これが来年度、令和8年度には、白川小学校は3人、蘇原小学校は2.3人、白川中学校は1減ですけど、2人と、こういうことがほぼ決まってきたところです。年度末にならないと最終的な人数の確定ができません。これが現状です。

それでも、議員の質問に対して目安ということでお答えするならば、令和9年、令和10年のこの工事中の対応に対して、小中合わせて9人、つまり、小学校、中学校、学年に1人ずつを目安に配置できたらと考えていますし、学校からも支援員の配置については強い要望をもらっておりますので、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

なかなか難しい問題であることは重々承知しているつもりですが、少子化が、少子化

になっておると言った方がいいと思いますけど、今の現状でございますが、令和9年、10年、9人というか学年に1人ずつということで、大変だなというふうに思います。

ますます少子化が進んでいきますと、この人数も、この人数もという言い方は変ですけど、複式ということも考えられて、だんだん人数が減るのかなという思いがございますけれども、その辺はどうかなということをちょっとと思いますが、お聞かせ願いたいと思いますし、もう一つ、こういう支援でございますけども、支援員ということで、手厚い教育環境だと思います、白川町については。これ今まで町外に出る人がっていう話がずっと出るんですけども、こういう手厚い教育環境ということをして、外から呼び入れるということも必要ではないかなと。あのよく言う、島根県の沖ノ島でしたっけ、そういうところで子どもを、あそこは高校生だったと思いますけど、増えたということもございますが、そんな形を今の「教育に対して熱心な白川町」というようなことも、この少子化対策の一つではないかなというふうに思いますけども、私自身はこんなことを思っておるんですけど、教育長はどのようにお考えかということをお聞きをさせていただきたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

教育長（鈴木雅史）

支援員の人数の計画についてお答えをします。これまで、ある子にとって支援をしてきた、支援がついてきたと、そしたらその子がだんだん自立に向かっていって、支援が必要なくなってきたと、こういう形が本当にいいわけですけども、ところが、その一方で、また別の年下の子とかが支援が必要になってくるというのがこれが現実でして、なかなか人数を減らすことはできないままきているのが現状です。

そういうこともありまして、人数について明確な計画を今持っていませんが、先ほど、令和9、10年度は学年に1人ということを目安として申し上げました、次も目安なんですけども、議員がおっしゃったように、確実に小学生が減っていきます、人数が。低学年から減っていくと今わかっているんで、それに応じて、小学生の方は、初めは6人支援員がついていたとしても、徐々に、小学生の数は本当に減りますので、小学校の方については3人ぐらい、中学生は、不安定な子もいますので、3人ぐらいと。合わせて6人ぐらいというのが、目安としての計画だということでお答えさせていただきたいと思います。

もう一つ、白川町のような手厚い教育体制について、町に入ってもらう政策の一つにならないかという点の質問を受けました。私たちは、本当に白川町の教育を受けさせたいということを町外の方が思ってもらって、白川町に入りたいと、入ってもらうことを本当に心から望んでいます。

この度、白川町の新校舎と特色ある教育というパンフレットを作って、公表しており

ます。こういったものを読んでもらって、白川町に関心を持ってほしいなと思います。

特に、白川町の学校教育六つの特徴の6番目に、誰一人取り残さない教育、インクルーシブ教育というところを掲げております。これは、支援員の配置も含めて、手厚い教育を行っている白川町のことを広く知っていただきたいと思って、6番目に掲載しております。その他にも、白川町で教職員はじめ地域の方との協働で教育を展開しているという、こういった実績もあります。

これらを今後も続けるためには、続けていながら白川町の教育を受けさせたいなと、白川町に入りたいなと、白川町に戻りたいなと、そういう方が出れば、本当に相談に乗っていききたいなということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

支援員の人数云々もそうでございますけども、最後に言いました白川町へ来ていただける人、白川町の教育に魅力を感じていただける人が、1人でもあればと思いますけど、引き続きご努力をお願いしたいなというふうに思います。

それでは次でございますけれども、今の基本方針の中で、保育園を5地区に設置するという方針を伺いました。保育対象者の減少や、保育関係者の確保が厳しい中での五つの保育園の確保が、これは本当に正解なのかっていうのをちょっと考えさせられます。

新年度から始まる。「こども誰でも通園制度」が開始されますけども、これも国の施策とはいえ、今回一つのついでということで絞り込むことではなくて、幅広く活用できればいいんじゃないかなと考えますけども、いかがでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

教育課長（鈴木幸祐）

それでは、1番 伊佐治議員のご質問「こども誰でも通園制度」について、お答えします。

令和8年4月から全国一律で開始されます「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法の改正に基づき、すべての子どもたちの健全な育ちを応援し、安心して子育てできる環境を整えることを目的としております。保育所や認定こども園に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月10時間まで利用可能で、保護者の就労要件を問わず柔軟に運用できる仕組みとなっております。その趣旨から、重要な社会的役割を担う制度であると認識をしております。

一方で、本町における必要性や町の実情に合った制度として機能するのかに関しては、慎重に検討する必要があると感じております。本町の対象者は、約19名と把握をして

おります。事前に実施しましたアンケート調査では、実際に「利用したい」という方が1名、「どちらかといえば利用したい」という方が5名という結果でした。結果の中には、「子どもと一緒に過ごしたい」、「子どもを預けるのが心配」、「祖父母が近くでサポートしてくれる」などの理由や、先ほど言いました、利用上限が月10時間であること、また、一時預かり保育という既存制度があることなどを理由に利用を検討していない、という回答が多く、本制度のニーズは現時点では限定的であると認識をしております。本町では、新制度がスタートするにあたり、保育士の新規雇用や施設の増改築を行う予定はなく、現在の保育園の空き定員を利用した「余裕活用型」により、白川保育園での対応を行う方針です。

議員からご指摘いただきました制度の幅広い活用については、町の実情にあわせて慎重に検討を進めたいと思っております。まずは現在の職員体制で運用を開始したうえで、制度の運用の状況や利用者の声を踏まえ、改善や拡充について柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

こども誰でも通園制度ですが、今のお答えにもありましたように、利用時間が月に10時間ということでございます。これがどうかというのはちょっと思うところがございますけれども、この制度を使うのか、一時預かりの制度を使うのかっていうことは、保護者の考えなので一律には言えませんが、新たにどうしても国のついでということで、制度を設けてございますけれども、今の一時預かりがあれば、全て事足りるのかなという、ちょっと思いがありまして、先ほどの梅田議員の話ではないですけど、国の一律的な施策がはたして一地方に合ってるか合っていないかっていうのはなかなか、これからも検討していかないかなのかなと、その中で、国の制度を上手に使うことを考えないかなのかなということは思います。そんなことだと思いますけれども、もう一つその今のこの制度を、もしくはこのまま制度化してっていう言い方は変ですけど、このまま使うということであれば、今は白川保育園ということで決められておりますけれども、簡単に言うと町内全部の保育園がその体制になればいいのかなというふうに思いました。

先ほど言いました、月10時間という本当に短い時間ですので、例えば、佐見、黒川から白川保育園へ行くっていうのは、なかなか時間的に大変なので、そうやって思いますと、身近な保育園であれば、より利用しやすい制度になるのではないかなとちょっとそんなふうに思います。その辺どうかなと思いますし、一方で、今でも3歳以下、1歳2歳のいわゆる未満児という子どもたちですね、の受け入れをやっておみえだと思えますけれども当然未満児になると保育料が必要というのは、十分わかっておるところでござ

いますけども、少子化である今現在ですね、全面免除なら一番いいなと思いますけども、なかなか財政上厳しいとはしても、何らかの免除をするというような検討ができないかということについてお伺いをいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

教育課長（鈴木幸祐）

先ほど述べましたとおり、本制度につきましては、今年の４月から全国的に始まる制度であります。今、議員からもご発言いただいたとおり、どれくらいの利用がされるのか、また、利用者からどういった声があつて、どういう要望があるのかっていうところを、まずは把握していく必要があると認識しています。

この制度、他県ですら、試行的に実施した事例がありまして、本町のような人口減少地域の事例を見ますと、やはり保護者の思いを受け止めながら、本制度を進めていったといった報告がございます。この報告のように、本町につきましても、まずは４月からのスタートになりますので、小規模な運用からまずはスタートし、先ほど言いましたように実際の利用状況や課題を十分に検証した上で、議員からご提案いただいたような町内全ての園で実施するかどうかを検討していきたいと考えております。利用者の声やニーズ等につきましても丁寧に収集をし、必要に応じて実施範囲の拡充について柔軟に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、未満児の保育料の無償化についてご質問いただきました。本町ではこれまでの経緯としまして、平成２１年に３歳以上の３人目以降の保育料を無償化しました。また、令和２７年度には３歳以上児の保育料を、町独自で無償化する取り組みを実施しております。その後、令和元年の１０月には国による施策により、３歳以上児の保育料が全国的に無償となりましたので、本町においてもその制度が現在適用をされております。

これまでのこうした施策を通じてですね、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりましたが、残念ながらその出生数の増加という面では、あまり大きな効果は見られていない状況だと考えております。そのため、保育料の無償化だけでは出生数増加への効果には限りがあるものと考えております。ただし、ご提案にありましたような無償化につきましては、その保護者の経済的負担をですね、軽減するという点においては意義があると認識をしております。この課題につきましては、引き続き効果を十分に検証しながら、検討を進めていきたいと考えております。

現時点におきまして具体的な実施の予定はしておりませんが、子育て支援の充実という面では、今後も力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。

ここで1番 伊佐治優議員の質問の途中でございますが、午後2時5分まで休憩いたします。 (午後1時55分)

議長 (田口守也)

再開いたします。 (午後2時05分)

休憩前に引き続き、1番 伊佐治優議員の一般質問を続行いたします。1番。

1番 (伊佐治優)

それでは三つ目の質問にさせていただきたいと思っておりますけれども、これも基本方針の中で、学校給食に地場産の食材利用を可能な限り行うという方針がございましたけれども、その一つに米の給食があると思っております。

来年度というか、令和9年度から、新しい水田の活用制度が始まる予定でございますけれども、このいわゆる水田の活用方法の変更の機会にですね、今まで給食で使っております米について、これを白川町産で賄うことができないかということをお尋ねしたいと思っております。

今でも月に1度か2度、有機米も含めてですけど実施されておると思っておりますけれども、それをですね、教育委員会や農林課、営農連絡協議会、営農組合ですね、関係者と供給できる方法を検討して、できれば令和9年度から実施するようなことができないかということをお伺いいたします。

議長 (田口守也)

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

農林課長 (安江宏行)

1番 伊佐治議員の3番目の質問、学校給食へ地域の米を使用できないかについて、答弁させていただきます。

学校給食における地場産食材の活用につきましては、これまでも食育の観点からも取り組みが行われており、町内産米について「有機米の日」や「白川米の日」を設け、子どもたちに食べてもらう機会を設けているところであります。また、「地産地消」の観点からも大変意義のあるものと考えております。

一方で、学校給食で主に使用するお米は、岐阜県学校給食会を通じて調達しており、安定供給の体制や栄養強化米による栄養管理が行われているなどの仕組みがございます。

また、現在の町内産米の供給につきましては、生産者が保管している玄米を精米していただき、給食センターへ直接届ける形で対応していただいておりますが、給食で使用するお米を大幅に町内産へ切り替える場合には、まとまった量の保管体制や精米、配送など新たな仕組みづくりが必要となります。

こうした課題を踏まえながらも、町内産のお米を活用していくことは大変意義があるものと考えております。

今後につきましては、教育委員会はもとより、集落営農組合、農協、白川町農業開発

など関係機関と連携し、お米の集荷や保管体制、給食センターへの配送の仕組みについて検討を進め、供給体制の整備を図るとともに、町内産米の活用が図れるよう前向きに検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

今この中でですね、学校給食で使われるお米の量がどの程度かということが、わかれば教えていただきたいです。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

教育課長（鈴木幸祐）

学校給食に使用している米の量についてお答えをします。令和7年度の実績になりますが、学校給食での年間の使用量は6,040キログラム、約6トンとなっております。この内訳ですが、先ほどありました学校給食会から調達した米が4,690キログラムということで、約4.7トン。有機米が1,188キログラムですので、約1.1トン。また町内の営農組合から調達した米が162キログラム、約0.2トンとなっております。以上です。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

今のお話ですと、学校給食会からのお米が4.7トンということでございます。4.7トンというとあれですけども、30キログラムのあの袋にしまして、157袋ですかっていう量でございますけども、いきなり学校給食会から切り替えるってなかなか難しいとは思いますが、その中で157袋でございますので、これについて町内の、多分営農組合さんでも十分賄えるのではないかと、こんなことを思います。そうしますと、今、月に1回ですか、営農組合さんからのそれぞれ給食の方へ提供していただいておりますけども、それをですね、もう少し量的に賄うことができるんじゃないかなと思います。なかなか流通関係難しいかなと思いつつでございますけれども、JAさん、いわゆる農業さんと営農組合ともう一つ白川町農業開発、ピアチェーレでございますけれども、それらが連携してですね、令和8年度の後半にでも供給量を増やすというようなことができないかちょっと思いますけども、その点、どう思われるかということですが、お伺いしたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

教育課長（鈴木幸祐）

それでは今の再質問の前段の部分ですね。約4.7トンの学校給食会のお米を町内産米に切り替えることができるかという部分について、私の方からお答えをさせていただきます。

学校給食会を通じて購入している米につきましては、現在コシヒカリとハツシモの2品種について県内全体で必要量を確保し、安定的な供給が担保されています。また、給食会では補助金を活用しておりますので、購入価格が抑えられていることに加えまして、先ほど農林課長の答弁にありましたように、ビタミンB1を強化したサプリ米として、栄養価の調整がされている点が特徴となっております。

議員からご質問がありました、これを町内産米へ変更していく場合にはいくつかの課題があると認識しております。

まず1点目としまして、価格の課題が挙げられます。先ほど言いましたように学校給食会から購入する場合は補助金が入って安い値段で入っておりますので、町内産に変えた場合にですね、購入する価格が上昇する可能性があります、その対応が必要となります。

2点目に、栄養価の課題があります。先ほど言いましたように現在の学校給食会の米はサプリ米ということで、栄養価が担保されたものを使っておりますので、その維持をですね、技術的にどのように確保していくかを検討する必要があります。

さらに3点目ということで、給食用米としての品質管理が挙げられます。子どもたちに安全で美味しい給食を提供するために、町内産米が安定した品質をクリアする体制を確保する必要があると考えております。

こういった課題を検討した後に、町内産米への切り替えを段階的に進めていくことが現実的であると考えております。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。農林課長。

農林課長（安江宏行）

それでは、後半部分につきましては、私の方からご回答させていただきます。

ご質問の町内集落営農組合におきますお米の生産量についてでございますが、令和7年産の玄米で約546トン、そこから保有米と確保米を除いた数量につきましては、36トンとなっております。

先日農協の方にちょっと確認をいたしましたところ、このうち既に注文を受けているお米も現実ございますけれども、令和7年度産につきましては、確約まではできませんが、在庫の状況を確認しながら、必要な量をですね、前もって教えていただければ確保できるのではないかと回答いただいております。

一方で価格につきましては、令和7年度産につきましては、例年よりもかなり高くな

っているという状況を聞いております。また、学校給食に使用するお米にあたりましては安全管理、品質の確保、安定供給の体制が最も重要でございますけれども、こちらにつきましては慎重な検討が必要であると考えております。

そのため令和8年度におきましては、直ちに町内産への切り替えということは、難しいと考えておりますけれども、特に安全面を最優先に考えまして、段階的に増やしていければと、関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

今、課題事項というかビタミンの問題と価格と品質というお話がございました。サブリ米っていうのは初めて聞いたわけでございますけども、ビタミンがね、添加をするっていうとあれですけど、考えられるのは昔流でいうと脚気対策やないかなと。ということは、精米をするときにちょっと残せば十分。ただそうすると色がちょっと黒くなるので、そうすると今の子は食べれないかなと。ひょっとすると精米機でいう上白でないと食べれないということがあるのかなと。だからそういうことを思うと、その今のビタミンを入れないかなと。ただ、これも教育の観点から、こういうお米があるよっていうちょっとね、残した、議長が一生懸命領いていただいておりますけど、そういうのも、ひとつ検討の必要かなと思います。

それとあと品質というか安全面ということですね。考えられるのは石っていうことなんですけど、幸いにも、昨年、蘇原のライスセンターに色彩選別機がついて、町内のライスセンターでは、ほぼ、ほぼというか全部が色彩選別機がついて、いわゆる綺麗な米に、見た目が綺麗な米になってきていると思います。それで100%安全っていう、石が抜けて安全かという、確かに疑問は残るんですけども、その辺も子どもと保護者のね、両方の問題になりますけど、理解をしていただけるかどうかという問題がありますけど、その辺もよく説明していただいてっていう言い方がいいかわからないんですけど、理解していただくようお願いをしてですね、町内産米の利用拡大を少しでも図っていただきたいと、そんなことを思います。これについてはですね、時間のかかる問題ですので、時間がかかるといって徐々に保護者の方、子どもさんに教えていっていただきたい、そんなことを思います。

今の米に限らずですね、学校給食に対する食材の提供というのは、町内の農業者の育成、例えば今まで同じようにやってみえる方もそうなんですけど、移住されてきた方の販路の一つとして学校給食があるんじゃないかなということは思います。ですので、今の米に限らずですね、野菜類についても、より町内の方のものを使っていたきたいなとそんなことを思います。確かに町内産ですと不揃いな部分があったり、一定の規格で

はないので、ちょっと手間がかかるっていうところがあるかと思いますが、顔の見える生産者という部分では納得できるところではないのかなとちょっと思うんですけど、この辺どうお考えかと思いますが、どうでしょうか。

議長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

教育課長（鈴木幸祐）

議員ご指摘のとおり、学校給食における町内産食材の拡充につきましては、地元の農業者や地域振興、さらに安心安全な食材の提供という面でも、重要な課題だと認識しております。

現在、学校給食での町内産の食材の使用率ですが、主食で約13%、副食で約8%にとどまっています。供給量の確保や品質規格の統一、また生産者の高齢化といった課題がありますが、今委員からご提案ありましたように、米に限らず野菜についても町内産の活用を進めていく意義は大きいと考えております。

今後、農林課や関係団体と連携をしながら課題の整理であったり、また町内農業者との協議も進めながら、農業振興にもつながる形で、先ほどご意見がありました安全安心な顔の見える食材を使用するという観点で、実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

引き続き検討の方、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、関係人口の構築ということで質問させていただきます。

先月23日の岐阜新聞の1面に、白川町と各大学の連携についての記事が掲載してございました。記事には、年代と各大学の締結時期や主な内容を記載してございました。関係人口を増やす取組の一環であり、町内の様々な課題克服に若者の力を借りる政策の一つと認識しております。記事には昨年8月に名古屋市立大学の共同講座の発表が行われた事や、職員が大学での講義等の成果について記載してあり、名古屋市立大学大学院鶴飼教授の話として、町職員と地元社会人を交えた課題解決型学習について、一定の成果があったという事でございました。今後の課題としては、「提案を事業化する組織の整備」が必要と指摘されていまして。町内の商工業、農林業など、産業の継続には人材が欠かせませんが、今までの成果と今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

自分自身が関係しているお茶の栽培では、人の問題が最たる課題でございます。作業する人の募集を一昨年に七宗町の議員と協力して取り組み、少し成果が上がって今後に期待をしておりましたが、残念なことに七宗町の議員さんが、ちょっと理由は分かりま

せんけれども挫折されたということで、その組織自体もまとめる後継者が無かったのではほぼ消えてしまったというのが今の現状でございます。こういうことを思いますと、白川町のワークドットの働きが一層必要になってくると思われます。

このようなことから、関係人口に関する事業の意義を享受できるよう努力したいと思いますが、これらを含めて関係人口の構築についての質問をいたします。

今までの大学連携による事業化とその課題、今後の方向性について、地域継続に必要な新しい力としてのワークドット等の関係団体の現状、今後の方向についてお尋ねいたします。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

それでは答弁いたします。

まずはじめに、新聞において、本町の取り組みを丁寧に取材し発信いただいたことに、感謝申し上げたいと存じます。こうした報道により、本町の取り組みを多くの方に知っていただくことは、地域の魅力や可能性を広く発信することにもつながり、関係人口の創出という観点からも大変意義のあるものと受け止めております。

さて、本町では人口減少という構造的課題に対応するため、大学の知見や若者の視点を取り入れた大学連携を、地域課題の解決や人材育成につなげる取り組みとして進めてまいりました。その一例ではございますが、町長とCCNet前社長とのご縁から始まった名古屋市立大学との連携では、白川町をフィールドとした共同講座やフィールドワークが実施されており、昨年8月にはその成果発表も行われたところであります。

また、町職員が大学で講義を行うなど、学生、大学、地域、行政が協働して、地域課題に取り組む課題解決型学習も進められておりますし、白川中学校の総合学習では、大学生とともに地域課題の解決策をブラッシュアップする取り組みも行われております。大人顔負けのプレゼンテーションや収支の考え方、デジタルツールの活用など、実践的な学びにつながっております。また、大学生が中学生向けにビジネスプランゲームを提供するなど、子どもたちがふるさとの魅力を再認識し、将来の進路やキャリアを考えるきっかけにもなっております。さらに、大学生の発想から生まれた観光のリトリート、すなわち、心と体を休める時間を過ごすという考え方を、町の総合戦略に取り入れるなど、大学連携の中で生まれたアイデアが町の施策にも生かされてきております。

このように、大学連携は人材育成や関係人口の創出の面で一定の成果が表れているところではありますが、一方で、大学や学生から生まれる提案やアイデアを、地域の事業やなりわいとして実現していくためには、それを地域の中で実行していく体制作りが重要な課題であると認識をしております。こうした課題に対応するためこの後説明をいたします、白川ワークドット協同組合がその実施体制となってもらえないかを検討してい

るところであります。ワークドット協同組合では、複数の事業者で働くマルチワーカーという形で人材が地域企業を横断して関わる仕組みを構築しており、現在7名が在籍し、これまでに4名が町内企業への就職につながるなど人材確保の面でも成果が表れております。

また、高校生と共同でまちづくりを行う活動、通称Bizラボもワークドットで運営をされており、これまでに11回開催し、延べ82人が参加をしております。参加した高校生は、夜の賑わいや魅力ある仕事作りといった町の課題について解決策を考え、現在は白川橋100周年記念行事に合わせた夜のイベントやコラボラーメンの企画などにも取り組んでおります。

さらに、都市部の若者が地方の農林業などの仕事に従事しながら、一定期間滞在し収入を得つつ、地域住民との交流や豊かな自然文化を体験する仕組みである、ふるさとワーキングホリデーの事業では、これまで延べ52人が白川町で働きながら滞在し、そのうち6人が移住につながるなど、関係人口の創出と人材確保の面でも成果が表れております。リピートして訪れる参加者も多く、継続的な関係作りにつながっている点も特徴であります。

町民の皆様にも、若い世代が主体的にまちづくりに関わり、新しい挑戦が生まれていることを感じていただければ幸いに存じます。今後も教育・人材・産業を結びつけながら、持続可能な地域作りを進めてまいります。

以上、答弁いたします。

議長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

再質問いくつかなんですけども、一つ目としてですね、観光のリトリートとして町の総合戦略に取り入れたということでございますけれども、具体的にはどのようなことかということをお伺いしたいのと、一定の成果とされる大学連携ですが、このように観光のリトリート以外、他には何があるかということでございます。それと、東海学院大学と連携して新商品を開発されておりますけども、その後の反響っていうのがどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

議長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

それでは観光のリトリートと、他の実績については振興課の方で答弁させていただきます。

まず観光のリトリートでございますが、こちらは白川町の観光振興というテーマを持って、名古屋市立大学の学生のあるチームが、佐見地区にありますふるさと体験村を実

際に利用されて、その魅力を外に対してどうやって発信していくかというフィールドワークに取り組んでいただきました。そのチームから成果発表の中で癒しを提供するリトリートという提案をいただいて、それを受けた我々は非常に癒しを与えるというところが共感を受けましたので、これからの観光施策の中でそういった視点を意識しながら進めていこうねといったところでの総合戦略への記載といったところでつながっております。

他には、その前の年にですかね、テレビを使った高齢者の見守りというような提案もありましてですね、それも一緒に三者連携をしておりますCCNetさんの力も借りながら、実際にテレビに接続した見守り装置というものも仕組みを作りまして、今はそれもふるさと納税の方の返礼品としてサービス始めておりますが、まだサービスにつながったといったところはありません。

以上、この部分については、振興課の方で答弁とさせていただきます。

議長（田口守也）

答弁が終わりました。農林課長。

農林課長（安江宏行）

後段の部分の東海学院大学につきましては、農林課の方からご回答させていただきます。

東海学院大学とは令和4年ですけれども、連携協定を締結しまして学生の発想力ですとか、企画力、そういったものを生かした新商品開発を実施しております。主に開発した商品につきましては、白川茶と大野町産のバラを使用したモクテル、モクテルというのは、アルコールを使わないカクテルでございますが、そういったものを開発、それから、季節の薬草をブレンドしたフレーバーティーの開発、それから和紅茶、それからほうじ茶のフレーバーの商品の開発、本年度につきましては、グリーンティーカレーの開発と販売を行ってまいりました。これらの商品につきましては、大学の大学祭などのキッチンカーでの販売ですとか、各務原市にありますイオンでの販売、それから岐阜駅でのお土産店において販売をされております。当然本町のピアチェーレでも販売をしておりますので、ぜひご覧いただければと思います。購入者の方からは白川町の新たな魅力を感じられる商品であるといったこととか、若い世代にも親しみやすいといったような評判をいただいております。

こういったことで白川町のブランド力の向上ですとか、関係人口の向上に寄与しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1番。

1 番（伊佐治優）

一定程度という言い方は失礼ですけども、それなりに効果が出ているのではないかと思います。

次でございますけども、Bizラボで白川口の記念行事に参加ということでございます。夜の賑わい、魅力ある仕事作りというような議論をされたということでございますけども、今後の展開はどのようなのかってということをお尋ねしたいと思います。

議長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

Bizラボでございますけれども、こちらについては今年度から実証しております。少しその事業の説明させてもらいますと、元々白川町には高校がありましたけれども、現在高校はない。けれども、町内には高校生はいるよね、その高校生たちは、中学校までは素敵な教育、ふるさと教育というものを受けて、白川町とつながりがあったよね、ただ高校になるとだんだんそれが希薄になるよね、といったところで何とかここに町内に住んでいる高校生たちとまちづくりを共想できないかなというところで、始めさせていただいて、その運営はワークドットさんをお願いをさせてもらって進めているところでございます。その中で主役は当然高校生でございますので、大人の価値観であつたりとか、答えを押し付けることは一切せずに、高校生たちがこの町で今何がしたいのか何が必要なのか、自分たちがどう関われるのかといったところを、主体性を持って考えてもらうようにというところでの取り組みをしていただいております。そうした中で、白川町夜暗いよね、あと、町内には何かラーメン屋さんがあるといいなというような本当に素直な意見を、参加している高校生たちみんながその意見を拾い上げながら、よしやっっていこうというようなところで今回の白川橋、3月28日土曜日に開催を予定しております白川橋の100周年のイベントのときに、町ゆかりの人によるステージイベントであつたりとか、町内のキッチンカー事業者さんと協力を仰ぎながら、ご当地ラーメンの制作、そういったところを進めてくれております。

本当に我々としては、その企画のでき栄えというものを成果とは考えておらず、本当にその仲間と一緒にこの町に何をしたらいいのかなということを考えて企画をして準備をして、取り組んでくれたこの過程というものが本当に成果だというふうに、強く思いながら関わらせていただいておりますので、これからもこのBizラボというものは、この先もずっとずっと続けていきたいなと思いますし、参加者からのアンケートを見る限り、非常に満足していただいて、他の人にも勧めたいという話もいただいておりますので、今の中学3年生たちまで巻き込みながら卒業するとBizラボというような流れができていけるように続けていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

次でございますけども、マルチワーカー事業とワーキングホリデーで、関係人口の創出の点で大きく貢献されておると、4 名の方が就職と 6 名の方が移住というお話ですが、この移住先とか就職先とかっていう部分でございますけども、どこなのかをわかりますでしょうか。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

まずマルチワーカーでございますが、林業 1 名、介護職 1 名、製造業 1 名、そして我々公務員が 1 名でございます。ふるさとワーキングホリデーを見ますと、ほとんどがマルチワーカーへつながっております。ワークドットのマルチワーカーへつながり、直接企業への就職っていうのが 1 名ございまして、町内にサテライトオフィスがございます IT 企業、こちらの方に 1 名の方が就職というような状況でございます。

以上、答弁いたします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

人数はさておいて、こういういい流れができておるのかなということは思っております。

最後にというか、一つの提案でございますけども、先ほど野尻議員が言われた中学生の放課後の話でございますけど、放課後の勉強の一つとして、ここの場所、なぜか新庁舎に中学生をよく見るんですけども、町民会館もあるのでなんですけども、できれば、できればというか、ここの場所を使って、塾ができないのかなという、塾というか勉強を教える場ができないのかなと。その中で何がというのは、岐阜大学と提携をしております。一応人材育成ということで提携されているので、それこそ今の中学生の保護者の方で、美濃加茂市の塾へ通わせているとかっていうお話をちょっと聞いたりするんですけども、毎日ここでやれということは言いませんけど、週に何回か、ここで、いわゆる大学生、若い方と中学生が出会える場所があるとまた違ってくるのかなというようなことを思います。先ほどありましたように、名古屋市立大学の学生さんと中学生で良い化学反応があったように、学校は岐阜大学としても、課題は勉強かもしれないですけど、それにしても両者が会うことで一つの反応が見られるのではないかなとちょっと思うんですけど、その点についてお答えができればお願いしたいと思います。

議 長（田口守也）

質問が終わりました。答弁を求めます。振興課長。

振興課長（渡口彰規）

おかげさま新庁舎になってから、町民の皆様からは、気軽に立ち寄れるようになったという声が非常に多くて、大変ありがたいなと思いますし、私どももですね、中学生や高校生の姿っていうのも本当によく見かけて、ちらっと見ると勉強してみえるんですね、自主学習をしてみえて、そういった姿が非常に多く拝見できるので、本当に議員の質問の趣旨というのは非常に理解できるかなと思っております。

実は、町長もかねてから、この町で生まれた子どもたちに何かスペシャルな体験を、ということをかねがねおっしゃってみえて、町長の方から名古屋市立大学の鶴飼先生の方に、大学生と中学生が教育、学習を通じて何か連携できないかなという要望を出されました。それを受けた大学側が夏にはフィールドワークとして大学生が数人こちらに来るので、そのときちょうど中学校は夏休み、自主学習の時間があるので、そのときに大学生がその中学生の自主学習を学習サポートするという時間も設けられましたし、またその時間で鶴飼先生が講師としてビジネスゲームをやったというような取り組みも、実際まず一つの事例としてできましたので、そういったところがこの寄りやすい庁舎でも、何か形を変えながらできるのかなということも考えております。ですので、前向きに検討を進めていきたいと思います。

ただ、この検討というのは、ここでやる活動というものの目的、主たる目的を何に設定をして、そのためにどういう形をとっていけば一番いいかなという最適解を少しお時間をいただきながら組み立てていければいいのかなというふうに思っております。当然未来塾の方とも、役割分担というか整理をしながら、一緒にできるものはさせてもらって、振興課は、なかなか学校教育といったところには入れないですけども、そうではない私の教育の部分については力強く関わっていけるので、そういったところを整理しながら進めていければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田口守也）

町長。

（町長 佐伯正貴）

町 長（佐伯正貴）

実は、名古屋市立大学もそれから名古屋大学も先生がおみえになって、いろいろな話をする中で、実は子どもの塾の話もしておって、町内でも塾があって、民営の圧迫をするといけないので、ちょっと踏み切ることができませんでしたが、考えられるものとしては、今直接ここまで来てもらわなくても、ネットでつながる世界なので、予備校さんも今通信でやられたりもしてみえますので、そういった形の中で何か学生さんが先生になって、多分学生さんの中でもバイトで多分やっておみえになる方があるので、そういった方がもし関わってくれるなら可能性はあるかなと思って、ずっと探っておりますが、

まだなかなか実現には至ってませんが、できればそういうこともできると、白川町におるとどこそこの大学生の授業を受けれるようなことができるのも一つの夢かなと思っておるので、実現に向けて少し考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（田口守也）

答弁が終わりました。再質問ありますか。1 番。

1 番（伊佐治優）

いろいろお答えいただきまして、最後に町長までお答えいただいて、本当恐縮しております。

若者の参加っていうことで、ちょっと愛知県の新城市っていうところで若者議会というのをやっているそうです。高校生と専門校生らしいですけども、ここ10年で、6,000万円ぐらいの新しい施策を実施したそうです、というのがある反面というか、神奈川県では小学校6年生の提案で、お土産やないですけど、商品化されたものがあるというような形で、若者、我々がやっているあの子ども議会やないですけど、その中の提案を拾っていかないかなのかなというちょっと思いがありますけど、今のBizラボの面々、先ほど課長の言われたように、いい流れにして、それで自分の提案が少しでも施策の中に反映されて、白川はいいな、白川に残りたいなっていうような考えを持ってくれる子が一人でも出てくればいいのかと、そんなことを思います。

すぐに結果はでないとはしても、ちょっと長い目で見ながら、今の若者たちを応援していきたいと、みんなで応援していきましょうということをお願いをしまして、質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（田口守也）

1 番 伊佐治優議員の質問を終わります。

ここで午後3時00分まで休憩をいたします。 (午後2時50分)

議 長（田口守也）

再開いたします。以上で、一般質問を終わります。 (午後3時00分)

ここで、事務局長から諸般の報告をさせます。事務局長。

事務局長（今井秀明）

お手元机上に配付いたしました報第1号についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、議会の議決により特に指定したものについては、長において専決処分を行うことができるとされています。また、この規定により専決処分をした場合には、その内容を議会に報告しなければならないとされています。本町においては、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、その契約金額の変更が300万円以下の増額又は減額である場合を、専決処分することができる事項として指定しております。

今回、昨年6月の第2回定例会において議決を得た「飛騨川流域簡易水道・下油井地

内・配水管布設替工事請負契約」の変更について、３００万円以下の工事請負費の増額が生じたため、当該規定に基づき、２月２０日付けで専決処分が行われております。

本来であれば、２月２７日の定例会初日に当該専決処分の報告書を各議員のお手元に配布すべきところ、その事務処理が行われておりませんでした。このため、本日、改めて当該工事に係る報告書をお配りしております。本日配布となりましたことについて、ご了承くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田口守也）

以上で、諸般の報告を終わります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇日程第３

議第１号 令和８年度白川町一般会計予算

議第２号 令和８年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第３号 令和８年度白川町介護保険特別会計予算

議第４号 令和８年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議第５号 令和８年度白川町簡易水道事業会計予算

議 長（田口守也）

日程第３ 議第１号「令和８年度白川町一般会計予算」、議第２号「令和８年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第３号「令和８年度白川町介護保険特別会計予算」、議第４号「令和８年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、議第５号「令和８年度白川町簡易水道事業会計予算」、以上５件を一括議題といたします。

議 長（田口守也）

お諮りいたします。

本件については、議案の説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田口守也）

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（田口守也）

お諮りいたします。

白川町議会会議規則第４６条第１項の規定により、委員会審査を３月１７日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田口守也）

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は3月17日とすることに決定いたしました。

議 長（田口守也）

お諮りいたします。

明日13日と16日、17日は委員会審査のため、14日、15日は休日のため、18日は議事の都合のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田口守也）

ご異議なしと認めます。よって、明日13日から18日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

議 長（田口守也）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田口守也）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

議 長（田口守也）

ただいま決定いたしましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日13日午前9時から庁舎1階第1会議室において、予算決算審査常任委員会を開催いたします。

また、19日は、午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。ご苦労様でございました。

（午後3時05分 延会）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員